

国 運 審 第 4 3 号
平成 2 2 年 3 月 2 日

国土交通大臣 前 原 誠 司 殿

運輸審議会会長 大 屋 則 之

答 申 書

鉄道事業法第五十六条の二（軌道法第二十六条において準用する場合を含む。）、道路運送法第九十四条の二、貨物自動車運送事業法第六十条の二、海上運送法第二十五条の二、内航海運業法第二十六条の二第一項及び航空法第百三十四条の二の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正に関する諮問について

平 2 1 第 7 0 0 1 号

平成 2 1 年 1 2 月 1 日付け国官運安第 2 0 0 号をもって諮問された本事案については、運輸安全確保部会において討議を行うとともに、当審議会に提出された資料その他によって審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

鉄道事業法第56条の2（軌道法第26条において準用する場合を含む。）、道路運送法第94条の2、貨物自動車運送事業法第60条の2、海上運送法第25条の2、内航海運業法第26条の2第1項及び航空法第134条の2の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針については、平成21年12月1日付け国官運安第200号により当審議会に諮問された案を一部修正した別紙案のとおり改正することが適当である。

理 由

1．国土交通大臣は、平成18年8月に「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針」を策定し、運輸安全マネジメント制度の周知啓発等に重点を置いて運輸安全マネジメント評価を実施してきたところであるが、運輸事業者の安全管理に対する取組の進捗状況等を踏まえ、上記方針の改正を行うとしている。

また、平成18年4月に「運輸安全マネジメント態勢構築に係るガイドライン等検討会」で策定された「安全管理規程に係るガイドライン」については、上記方針の付属書として扱うものとし、今回の改正の一環として、その標題、位置付け、内容を見直すとしている。

2．当審議会は、本事案の審議に当たり、運輸安全確保部会に付託して討議を行うとともに、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づき検討を行ったが、それらの結果は次のとおりである。

（1）安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本

的な方針の改正

改正後の方針では、運輸事業者において基本的な安全管理のための枠組みが概ね構築されていること等を勘案し、今後は運輸安全マネジメント制度の浸透・定着と運輸安全マネジメント評価の深度化に努めるとの考え方が提示されている。

また、評価の実施に当たっては、安全管理体制のPDCAサイクル機能の状況を重点的に確認するとともに、きめ細かな助言を行うこと等についての記載が追加されているほか、評価対象事業者の拡大等も図られている。

以上を踏まえれば、上記方針の改正は、運輸安全マネジメント評価の質を高め、運輸事業者の安全管理体制の改善に資することから、法律の趣旨に沿った適切なものである。

(2) 安全管理規程に係るガイドラインの改正

改正後のガイドラインでは、「ガイドラインは、運輸事業者における安全管理体制の構築・改善の進め方の参考例を示すものである」と位置付けるとともに、その標題を「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」に変更している。

また、運輸事業者にとって判りやすいものとなるよう、取組途上の事業者が多い項目を詳細に規定することを始めとして、用語・表現の簡明化に至るまで広範な見直しを行っている。

さらに、運輸安全確保部会での討議の結果、ガイドラインの位置付けと適合しない記載事項等を修正すべきであるとされたが、これらの修正はいずれも妥当なものであると認められる。

以上を踏まえれば、上記ガイドラインの改正は、運輸事業者の安全管理体制の改善に資することから、法律の趣旨に沿った適切なものである。

3. 以上のことから、本事案については、諮問案を一部修正した案

のとおり改正することが適当であると認められる。

4．当審議会としては、国土交通大臣に対し、輸送の安全の確保、運輸事業者の安全管理の重要性を踏まえ、引き続き運輸安全マネジメント評価の効率的かつ効果的な実施に努めるとともに、その実施に当たっては特に次の事項に配慮した対応をしていただくことを要望する。

(1) 中小規模の事業者に対する運輸安全マネジメント評価の促進に積極的に取り組むこと

(2) 運輸安全マネジメント評価が効果を上げるか否かは評価員の技量による部分が多いことを踏まえ、評価員の一層の技量向上を図ること

(別添参考資料：平成22年2月17日付け運輸安全確保部会報告書)

鉄道事業法第五十六条の二（軌道法第二十六条において準用する場合を含む。）、道路運送法第九十四条の二、貨物自動車運送事業法第六十条の二、海上運送法第二十五条の二、内航海運業法第二十六条の二第一項及び航空法第三百三十四条の二の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針（案）

1. 実施に係る基本的な考え方

- (1) 「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成18年法律第19号）」により、運輸事業者において、絶えず輸送の安全性の向上に向けた取組を求めるとともに、安全最優先の方針の下、経営トップ主導による経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の適切な構築を図るため、運輸事業者に対して、安全管理規程の作成等が義務付けられた。

本方針は、この安全管理規程の記載事項のうち、その基本となる「輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項」の実施状況を確認するために行う報告徴収又は立入検査（以下この方針において「運輸安全マネジメント評価」という。）の実施に係る基本的な方針である。

- (2) 法施行後、これまで安全管理規程に係る制度（以下「運輸安全マネジメント制度」という。）の周知、啓発等に努め、運輸安全マネジメント評価の実施に当たっても、運輸事業者の経営管理部門を対象として、安全管理規程に関する基本的な理解及び実際の実施状況の確認、安全管理規程の更なる改善等に向けた助言を中心に実施してきた。

その結果、運輸事業者においても、運輸安全マネジメント制度に対する理解も進んできており、基本的な安全管理のための組織体制や関連規程類の整備等の枠組みについては、概ね構築していることが判明している。

一方で、その取組内容については、十分でない部分や事業者間・モード間で差があることも判明している。

- (3) 上記を踏まえ、今後、当面は、運輸安全マネジメント制度の一層の浸透・定着等に努め、運輸安全マネジメント評価の実施に当たっても、運輸事業者の経営管理部門を対象として、安全管理体制の実際の運用状況の確認、安全管理体制の更なる改善等に向けたきめ細かな助言を中心に実施する。

2. 実施方針

(1) 運輸安全マネジメント評価における重点確認事項

今後、当面は、安全管理規程のうち「輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項」となる「基本的な方針に関する事項」「関係法令等の遵守に関する事項」及び「取組に関する事項」（以下「安全方針等」という。）に関し、以下の点について重点的に確認を行い、必要に応じ、安全方針等に関し、更なる改善等に向けたきめ細かな助言を行う。

- ① 自ら作成した安全方針等に従った安全管理体制の運用が計画的になされ、それら運用状況を自ら定期的に確認し、その確認の結果を踏まえ、安全管理体制の見直し及び継続的改善がなされているか。
- ② 経営の責任者を含む経営管理部門における安全方針等に関する理解及び関与の度合いは十分か。
- ③ 過去に行政処分又は行政指導を受けている運輸事業者について当該行政処分等を踏まえた安全方針等の作成及び実施は行われているか。

(2) 運輸安全マネジメント評価の実施の方法について

- ① 関係法令及び本方針に基づき運輸安全マネジメント評価を行う。
- ② 実施に当たっては、保安監査実施部局と連携するとともに、大臣官房運輸安全監理官において、予め、本方針に沿って作成された運輸安全マネジメント評価実施要領に基づいて実施する。
- ③ 経営の責任者、安全統括管理者等の経営幹部への面談調査と経営管理部門が管理する安全管理に係る書類の確認を中心に実施し、別添の「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」等に基づき、運輸事業者に対し、必要に応じ、きめ細かな助言を行う。
- ④ 保安監査実施部局との相互の情報交換等による保安監査との連携を通じ、当該運輸事業者の安全への取組について、総合的な把握及び分析に努める。

(3) 運輸安全マネジメント評価の実施方法等の見直し及び改善について

- ① 運輸安全マネジメント評価に関する内部監査、運輸安全マネジメント評価を実施する運輸安全調査官に対する技量評価、評価方法の検証、運輸安全マネジメント評価実施事業者に対するアンケート調査等に基づき、その実施方法等について、継続的な見直し及び改善を行う。
- ② 運輸審議会に上記①の実施方法に係る見直し及び改善の状況を報告する。
- ③ 上記①②を踏まえ、運輸安全マネジメント評価の実施方法の改善及び運輸安全調査官の資質向上等、運輸安全マネジメント制度の更なる充実強化に努める。

(4) 運輸安全マネジメント評価の結果の取り扱いについて

- ① 運輸安全マネジメント評価の所見については、当該運輸事業者に対してきめ細かな説明を行い、必要に応じ、適切な措置を講じる。
- ② 運輸安全マネジメント評価の結果の公表については、運輸事業者の安全に関する意識向上を促すものである一方で、その結果に事業者の経営に関する機密も含まれること等を勘案しつつ、運輸安全マネジメント評価の結果の概要を取りまとめ、運輸審議会に定期的に報告し、また、ホームページ等で公表する。

(5) 運輸安全マネジメント評価の実施計画

上記(1)から(4)に従い、鉄道分野、航空分野、自動車分野及び海運分野の合計で、年間120から150事業者程度を目安として、計画的かつ効率的に実施する。

3. その他

- (1) 本方針は、平成22年4月1日より適用する。
- (2) 本方針は、国土交通大臣が行う運輸安全マネジメント評価について適用する。
- (3) 再発防止等の観点から緊急に対応が必要と認められる事態が発生した場合においては、適時適切に運輸安全マネジメント評価を実施する。

運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン

～ 輸送の安全性の更なる向上に向けて～

(案)

目 次

はじめに	1
改訂に当たって	2
1. ガイドラインの位置付け	3
2. 安全管理体制の構築・改善の意義と目的	3
3. ガイドラインの適用範囲	4
4. 用語の定義	4
5. 運輸事業者に期待される安全管理の取組	5
(1) 経営トップの責務	
(2) 安全方針	
(3) 安全重点施策	
(4) 安全統括管理者の責務	
(5) 要員の責任・権限	
(6) 情報伝達及びコミュニケーション	
(7) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用	
(8) 重大な事故等への対応	
(9) 関係法令等の遵守の確保	
(10) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等	
(11) 内部監査	
(12) マネジメントレビューと継続的改善	
(13) 文書の作成及び管理	
(14) 記録の作成及び維持	
おわりに	15
参考資料	16
・「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」	
の取組事例集	18
・鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方	26
・小規模海運事業者における安全管理の進め方	34

はじめに

安全は公共交通機関の最も基本的なサービスであり、公共交通機関に対する国民の信頼の根本を成すものである。

しかしながら、鉄道分野では、平成17年4月25日にはJR福知山線における死者107名負傷者562名という未曾有の大惨事や、有人踏切において列車接近中に遮断機を上昇させて通行者が亡くなるという事故等が発生した。また、同時期に、航空分野においても、我が国航空運送事業者における管制指示違反、不適切な整備の実施等々、数多くのトラブルが発生しており、さらに、自動車分野や海運分野においても様々な事故・トラブルが多発した。

これらの事象は、多くの場合において、共通する因子としてヒューマンエラーとの関連が指摘されており、なぜそのようなエラー・不注意を招いたのか、その背後関係を調べる事が重要であるため、国土交通省では「公共交通に係るヒューマンエラー事故防止対策検討委員会」を設置し、各交通モードを横断的に、ヒューマンエラー発生のメカニズムを検証し、平成17年8月に中間とりまとめが、平成18年3月に最終とりまとめが行われた。

これらの「とりまとめ」においては、運輸事業者（以下「事業者」という。）自らが経営トップから現場まで一丸となり安全管理体制を構築することと、その安全管理体制の実施状況を国が確認する「運輸安全マネジメント評価」の仕組みを導入することなど、新たな具体的な方向性が示された。

国土交通省においては、この新たな方向性を踏まえて、事業者の安全管理体制の構築のための関係法令を改正し、平成18年10月から運輸安全マネジメント制度を導入し、運輸安全マネジメント評価を実施している。

また、事業者が構築した安全管理体制を記載する安全管理規程に係るガイドライン等の検討を行うため、平成17年12月に、学識経験者、関係事業者等から構成する「運輸安全マネジメント態勢構築に係るガイドライン等検討会」を設置し、各交通モード共通に、安全管理規程の記載事項について、4回にわたり議論を行い、平成18年4月に「安全管理規程に係るガイドライン」をとりまとめた。

なお、「安全管理規程に係るガイドライン」は、運輸安全マネジメント制度導入に当たって、主として、各事業法の規定に基づき事業者が作成する安全管理規程に記載する項目と、その考え方を示し、さらに、各交通モードの担当局において、各項目における具体的な取組の深度等、各交通モードの業態に応じた具体的な検討を進め、各事業法の関係省令、通達等の制定を行うことを位置付けとしてとりまとめた。

改訂に当たって

今般、国土交通省では、平成18年10月以降、これまで実施した運輸安全マネジメント評価や運輸安全マネジメント制度に関する各種調査研究で得た、事業者における安全管理体制の構築・改善の状況や知見を踏まえ、「安全管理規程に係るガイドライン」の見直し・改善を行うため、平成21年1月から運輸審議会運輸安全確保部会において、事業者における安全管理体制の構築・改善の取組のあり方等について、2回にわたり議論を行い、平成22年2月に本ガイドラインをとりまとめた。

本改訂に当たっては、事業者が安全管理体制を構築・改善するにあたり、その効果を実効性あるものとするため、次に掲げる考え方を踏まえ改訂した。

運輸安全マネジメント制度導入以降、各事業者では、関係事業法等に基づき安全管理規程が作成され、同規程に基づき、各種取組が運用されている状況にある。このため、本改訂に当たっては、主として、事業者における安全管理体制の構築・改善に係る取組のねらいとその進め方の参考例を示すことを本ガイドラインの位置付けとし、標題を「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～」に改める。

取組を行う主体（主語）を明確にするとともに、一般的に判りにくいマネジメントシステムの用語や表現を極力排除し、より簡明な内容とする。

ガイドラインの各項目に示す個々の取組自体についても、それぞれPDCAサイクルを機能させること（特にCとAを行うこと）を明記する。

取組途上の事業者が比較的多い、「安全重点施策」、「事故情報等の収集・活用」、「内部監査」等については、当該事業者にとって参考となるよう取組手順を比較的详细に追記する。

事業者の自主性が最大限発揮できるようなものとする。

文書化、記録化の新たな義務付けは必要最小限とし、事業者が現有している文書等を可能な限り活用できるものとする。

事業者が、その事業形態、事業規模等に相応しい取組ができるよう、本ガイドライン付属書として、これまでの運輸安全マネジメント評価等で把握した具体的な取組事例集を添付する。

小規模事業者における安全管理体制の構築・改善の実情等を踏まえ、本ガイドライン付属書として、平成21年6月に公表した「鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方」及び「小規模海運事業者における安全管理の進め方」を添付する。

1. ガイドラインの位置付け

~~(1)~~ 本ガイドラインは、事業者における安全管理体制の構築・改善に係る取組のねらいとその進め方の参考例を示すものであり、事業者においては、必要に応じて、本ガイドラインを参考に、安全管理体制の構築・改善に向けた取組を進めることが期待される。

なお、「事業者自らが自主的かつ積極的な輸送の安全の取組を推進し、輸送の安全性を向上させる」という運輸安全マネジメント制度の趣旨に鑑み、事業者が本ガイドラインに示す取組以外の進め方で輸送の安全の取組を行うことを否定するものではない。

~~(2)~~ 国土交通省では、~~事業者に対する運輸安全マネジメント評価を実施するに当たっては、本ガイドラインを活用する。~~

2. 安全管理体制の構築・改善の意義と目的

事業者における輸送の安全の確保の取組を活性化させ、より効果的なものとするためには、経営トップが主体的かつ積極的に関与し、強いリーダーシップを発揮することが極めて重要であり、以下の事項を明示し、これらをベースとし、安全管理体制の構築・改善を図ることが必要である。

安全方針の策定とその周知徹底

安全方針に沿った安全重点施策の策定とその推進

社内の横断的・縦断的な輸送の安全の確保に係るコミュニケーションの確保

事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集と活用

安全管理体制に係る内部監査の実施

安全管理体制全般のマネジメントレビュー

上記の輸送の安全に関する一連の取組を適時、適切に推進するための、PDCAサイクル(計画の策定、実行、チェック、改善のサイクル(Plan Do Check Act))の仕組みの導入とその有効活用

安全管理体制は一旦構築したら終わりではなく、継続的にそのレベルアップを図ることが大切である。このためには、安全管理体制にPDCAサイクルを組み込むことが重要で、これにより継続的な見直し・改善の取組が進み、その結果として、事業者内部に安全文化が醸成され、事業者内部の全要員に関係法令等の遵守と安全最優先の原則が徹底されることにつながる。したがって、安全管理体制の構築に当たっては、PDCAサイクルが機能

するよう十分な配慮が求められる

なお、安全管理体制を構築・改善する際には、事業者が運輸安全マネジメント制度の趣旨等を理解し信頼すること、安全管理体制に係る要員に適切な教育・訓練を行うこと、過剰な文書や記録の作成を排除すること、事業者の事業形態及び事業規模に相応しい取組を行えるような体制とすることが必要である。

本ガイドラインは、事業者における安全管理体制の構築・改善に係る取組のねらいとその進め方の参考例を示すことにより、次に掲げる事項の実現を図ることを目的とする。

- (1) 適切な安全管理体制の自律的・継続的な実現と見直し・改善
- (2) 関係法令等の遵守と安全最優先の原則の事業者内部の全要員への徹底及び実現のための不断の動機付け
- (3) 事業者内部における安全文化の構築・定着

3 . ガイドラインの適用範囲

- (1) 本ガイドラインは、事業者の経営管理部門が行う「当該事業の輸送の安全を確保するための管理業務」（以下「管理業務」という。）に適用する。
- (2) 本ガイドラインの適用にあたって、事業者は、次に掲げる事項を明らかにする必要がある。
 - 経営管理部門の範囲
 - 経営管理部門が行う管理業務の実施対象となる範囲
 - 管理業務について、その一部を外部委託する場合は、当該外部委託した管理業務に適用される管理の方法とその取組内容

4 . 用語の定義

- (1) 安全管理体制：経営管理部門により、事業者内部で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、改善される体制
- (2) 経営トップ：事業者において、最高位で指揮し、管理する個人又はグループ

- (3) 現業実施部門：輸送の安全に係る運行、運航、整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門
- (4) 経営管理部門：現業実施部門を管理する責任・権限を持つ部門（経営トップ及び安全統括管理者を含む。）
- (5) 安全方針：経営トップが主体的に関与し、策定した、輸送の安全を確保するための事業者の全体的な意図及び方向性を示す基本的な方針
- (6) 安全重点施策：安全方針に沿って追求し、達成を目指すための輸送の安全の確保に関する目標とその目標達成のための具体的な取組計画
- (7) 安全統括管理者：関係法令により選任することとされている、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
- (8) コミュニケーション：情報を双方向又は多方向で伝え合う行為
- (9) マネジメントレビュー：経営トップが主体的に関与して、少なくとも年に1回、事業者全体の安全管理体制の構築・改善の状況を振り返り、総括し、それら安全管理体制が適切かつ有効に機能していることを評価し、必要に応じて見直し・改善を行う活動
- (10) 継続的改善：「マネジメントレビュー」、「内部監査」又は日常業務における活動等の結果から明らかになった安全管理体制上の課題等についてどのように改善するかを決め、是正措置又は予防措置を行う行為
- (11) 是正措置：明らかとなった課題等を是正する措置であって、再発を防止するために、その課題等の様態に見合った、原因を除去するための措置
- (12) 予防措置：潜在的な課題等の発生等を予防する措置であって、その課題等の様態に見合った潜在的な課題等の原因を除去する措置
- (13) 関係法令等：当該事業に係る輸送の安全に関する法令（関係法令）及び関係法令に沿って事業者が必要と判断し自ら定めた社内規則・ルール

5 . 運輸事業者に期待される安全管理の取組

(1) 経営トップの責務

1) 経営トップは、輸送の安全の確保のため、次に掲げる事項について、主体的に関与し、事業者組織全体の安全管理体制を構築し、適切に運営する。

関係法令等の遵守と安全最優先の原則を事業者内部へ徹底する。

安全方針を策定する。

安全統括管理者、その他経営管理部門で安全管理に従事する者（以下「安全統括管理者等」という。）に指示するなどして、安全重点施策を策定する。

安全統括管理者等に指示するなどして、重大な事故等への対応を実施する。

安全管理体制を構築・改善するために、かつ、輸送の安全を確保するために、安全統括管理者等に指示するなどして、必要な要員、情報、輸送施設等（車両、船舶、航空機及び施設をいう。）が使用できるようにする。

マネジメントレビューを実施する。

2) 上記のほか、経営トップは、リーダーシップを発揮し、安全統括管理者等に指示するなどして、(2) 以下に掲げる取組を構築・改善し、もって安全管理体制を適切に機能させる。

(2) 安全方針

1) 経営トップは、事業者の輸送の安全の確保に関する基本理念として、安全管理にかかわる事業者の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を策定する。

2) 安全方針には、輸送の安全の確保を的確に図るために、少なくとも次に掲げる事項の趣旨を盛り込むものとする。なお、各要員にその内容を理解させ、実践することができるよう、できるだけ簡明な内容とする。

安全最優先の原則

関係法令等の遵守

安全管理体制の継続的改善等の実施

3) 経営トップをはじめ経営管理部門は、安全方針の意義、内容等を、深く自覚するとともに、各要員に安全方針の内容を理解させ、その実践を促すため、経営トップの率先垂範により、あらゆる機会を捉え、事業者内部への周知を効果的に行う。

4) 事業者は、安全方針に関する各要員の理解度及び浸透度を定期的に把握する。

5) 経営トップは、安全方針について、上記の結果を踏まえ、必要に応じて見直し(現行の安全方針の変更の必要性の有無及び周知方法の見直しを含む。)を行う。

(3) 安全重点施策

1) 事業者は、安全方針に基づき、事業者が達成したい成果として、会社全体、各部門又は支社等において、輸送の安全の確保に関する目標(以下「目標」という。)を設定し、目標を達成するため、輸送の安全を確保するために必要な取組計画(以下「取組計画」という。)を作成する。

2) 事業者は、目標の設定及び取組計画の作成に当たっては、以下の点に留意する。

目標年次を設定すること。

可能な限り、数値目標等の具体的目標とし、外部の者も容易に確認しやすく、事後的にその達成状況を検証・評価できるものとする。

事故やヒヤリ・ハットの発生状況、現場からの改善提案、内部監査の結果、マネジメントレビューの結果、保安監査の結果、運輸安全マネジメント評価の結果、利用者からの意見・要望などにより、輸送現場の安全に関する課題を具体的かつ詳細に把握し、それら課題の解決・改善に直結するものとする。

取組計画実施に当たっての責任者、手段、実施期間・日程等を明らかにすること。
例えば、**従業員**に対する輸送の安全に関する教育の実施、安全性に配慮した施設・機器等の導入、安全に関する会議の開催、安全推進に係る行事等できるだけ具体的に記載すること。

現場の声を汲み上げる等、現場の実態を踏まえた改善効果が高まるよう配慮すること。

従業員が理解しやすく、輸送の安全性の向上への熱意・モチベーションが高まるよう配慮すること。

目標達成後においては、その達成状況を踏まえ、必要に応じて、より高い目標を新たに設定すること。

3) 事業者は、目標を達成すべく、取組計画に従い、輸送の安全に関する取組を着実に実施する。

4) 事業者は、安全重点施策について定期的に進捗・達成状況を把握するとともに、少なくとも1年毎に見直しを行う。

(4) 安全統括管理者の責務

経営トップは、経営トップのリーダーシップの発揮、安全管理体制の適切な運営、事業者内部への安全最優先意識の徹底を実効的とする観点から、安全統括管理者には、次に掲

げる責任・権限を具体的に与える。

- 1) 安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持し、改善する。
- 2) 安全管理体制の課題又は問題点を的確に把握する立場として、以下の事項を経営トップに適時、適切に報告又は意見上申する。
 - ・安全重点施策の進捗・達成状況
 - ・情報伝達及びコミュニケーションの確保の状況
 - ・事故等の発生状況
 - ・是正措置及び予防措置の実施状況
 - ・安全管理体制の実施状況及び改善の必要性の有無
 - ・内部監査の結果
 - ・現業管理部門等からの改善提案
 - ・過去のマネジメントレビューの結果に対する対応状況
 - ・外部からの安全に関する要望、苦情
 - ・その他必要と判断した情報
- 3) 安全方針を事業者内部へ周知徹底する。

(5) 要員の責任・権限

- 1) 事業者は、安全管理体制を適切に構築・改善するために必要な要員の責任・権限を定め、事業者内部へ周知する。
- 2) 事業者は、「責任・権限」として、安全管理体制の運営上、必要な責任・権限の他、関係法令等で定められている責任・権限を、必要とされる要員に与える。

(6) 情報伝達及びコミュニケーションの確保

- 1) 事業者は、事業者内部に、以下のとおり、輸送の安全の確保に係る的確な情報伝達及びコミュニケーションを実現する。

経営管理部門から現場への情報伝達の仕組みを構築し、適切に運用する。

現場で顕在化している課題や潜在している課題等が、現場から経営管理部門に対して報告・上申される仕組みを構築し、適切に運用する。

関係する部門間の情報の流れの滞りや共有不足などに起因する輸送の安全の確保に関するトラブル等を防止するため、事業者内部において縦断的、横断的に輸送の安全の確保に必要な情報を共有する。

で現場から報告・上申があった情報について、必要な措置を検討・実施し、それら措置に対する効果の検証、見直しを行う仕組みを構築し、適切に運用する。

- 2) 事業者は、関係法令等に従い、事業者において輸送の安全を確保するために講じた措

置、講じようとする措置等の輸送の安全にかかわる情報を外部に対して公表する。

3) 旅客運送を行う事業者においては、必要に応じて、利用者に対し、利用者の不適切な行動が輸送の安全の確保に影響を与えるおそれがあることを伝えるなどの安全啓発活動を適時、適切に行う。

4) 事業者は、自社の管理実態等を踏まえ、必要に応じ、次に掲げるような措置を講じる。
輸送の安全の確保に関する情報のデータベース化とそれに対する容易なアクセス手段の確保
経営トップ等への目安箱等のヘルプラインの設置(1) に掲げるコミュニケーションとは別ルート(の確保)

(7) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集及び活用

1) 事業者は、輸送の安全を確保するため、事故やヒヤリ・ハットなど情報の定義及び収集手順を定め、それらの情報を収集する。収集した情報のうち、事業者が輸送の安全確保のため特に重要と定めた情報については、適時、適切に経営トップまで報告する。

2) 事業者は、輸送の安全を確保するため、以下の手順により1)で収集した情報の活用に取り組む。

1)で収集した情報を整理・分類する。

の分類、整理の結果、根本的な原因の分析を行う必要がある事象を抽出し、当該事象が発生した根本的な原因を究明するための多角的な分析を行い、当該原因を究明する。

または の結果を踏まえ、対策をたてるべき原因を絞り込む。

の結果を踏まえ、事故等の再発防止・未然防止のための対策を検討し、実施する。

で実施した対策の効果を把握し、必要に応じ、対策の見直しを行う。

必要に応じ、 で整理・分類した情報等を参考に、潜在的な危険(日常業務に潜在する輸送の安全に関する危険)を洗い出し、潜在的な危険が生じる可能性と事故につながる可能性、事故につながった場合の影響の大きさの評価を行い、対策を立てるべき潜在的な危険を選定する。

で選定した潜在的な危険から発生し得る事故の未然防止対策を検討し、実施するとともに、実施した当該対策の効果を把握し、必要に応じ、見直しを行う。

3) 事業者は、必要に応じ、1)及び2)の取組の円滑かつ有効な実施に向けた業務環境の整備を図る。

4) 事業者は、事故等の再発防止・未然防止の観点から他の事業者や他のモードにおける事故等の事例を的確に活用する。

(注)上記1)~4)の取組の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監

理官室が公表した冊子「事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方～事故の再発防止・予防に向けて～」等を参照願う。

(8) 重大な事故等への対応

- 1) 事業者は、事業者全体として対応しなければならないような程度・規模の重大な事故等（通常の事故等の対応措置では対処できない事故・災害等）が発生した場合に備え、（ 5 ）で定めた責任・権限を超えて適切かつ柔軟に必要な措置が講じることができるよう、その責任者を定め、事故等の応急措置及び復旧措置の実施、事故等の原因、被害等に関する調査及び分析等に係る責任・権限等必要な事項を明らかにした対応手順を定め、事業者内部へ周知する。
- 2) 1) の対応手順は、いたずらに複雑かつ緻密な手順とならないようにする。
- 3) 事業者は、重大な事故等の発生時には、事故等発生速報を関係する要員に伝達するとともに、適宜、事故等の内容、事故等の原因、再発防止策などを伝達し、全組織で迅速かつ的確な対応を図る。
- 4) 事業者は、1) の対応手順を実効的なものとするため、必要に応じ、事業者の事業規模、事業内容に応じた想定シナリオを作成し、定期的に全社的な重大事故等対応訓練（情報伝達訓練や机上シミュレーションを含む。）を行う。
- 5) 事業者は、必要に応じ、4) の訓練や過去対応した事故対応経験における反省点、課題等を取りまとめ、1) の対応手順、事故対応のための組織・人員体制、事故対応設備・資料機材等の見直し・改善を図る。

(9) 関係法令等の遵守の確保

事業者は、次に掲げるような輸送の安全を確保する上で必要な事項に関し、関係法令等の規定を遵守する。安全統括管理者等は、各部門や各要員におけるそれらの遵守状況を定期的に確認する。

- 輸送に従事する要員の確保
- 輸送施設の確保及び作業環境の整備
- 安全な輸送サービスの実施及びその監視
- 事故等への対応
- 事故等の是正措置及び予防措置

(10) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等

- 1) 事業者は、安全管理体制の構築・改善の取組に直接従事する要員、即ち、経営トップ、安全統括管理者等、各部門の安全管理に従事する責任者及びその補助者等並びに安全管

理体制に係る内部監査を担当する者に対して、運輸安全マネジメント制度の趣旨等の理解を深めるため、次に掲げる事項に関し必要な教育・訓練を計画的に実施し、その効果を把握し、必要に応じ、当該教育・訓練の内容等の見直し・改善を図る。

本ガイドラインの内容（運輸安全マネジメント制度の趣旨・ねらい、安全管理体制におけるPDCAサイクルの概念等を含む。）

安全管理規程の記載内容

関係法令等

- 2) 1) の教育・訓練の内容は、安全管理体制の構築・改善の取組に必要とされるもので、要員が理解しやすい具体的なものとする。
- 3) 事業者は、**従業員**の必要な能力の習得及び獲得した技能の維持のための教育・訓練・研修を計画的に実施し、その有効性、効果を把握し、必要に応じ、当該教育・訓練の内容等の見直し・改善を図る。
- 4) 事業者は、「事故」体験を共有する取組を行う。

(11) 内部監査

- 1) 事業者は、安全管理体制の構築・改善の取組に関する次の事項を確認するために内部監査を実施する。なお、内部監査の範囲は、安全管理体制全般とし、経営トップ、安全統括管理者等及び必要に応じ現業実施部門に対して行う。また、事業者は、必要に応じ、社外の人材を活用し、内部監査を実施することができる。

安全管理体制の構築・改善の取組が、安全管理規程、その他事業者が決めた安全管理体制に関する規程・手順に適合しているか。

安全管理体制が適切に運営され、有効に機能しているか。

- 2) 内部監査の一般的な手順等は、以下のとおりである。

事業者は、監査対象となる取組状況、過去の監査結果等を考慮して、監査方針、重点確認事項等を含めた監査計画を策定する。

事業者は、監査の範囲、頻度及び方法を定めて、経営トップ及び安全統括管理者等に対しては、少なくとも1年毎に内部監査を実施する。さらに、重大事故等が発生した際は適宜必要な内部監査を実施する。

事業者は、内部監査の実施に当たっては、内部監査を受ける部門の業務に従事していない者が監査を実施するなど、監査の客観性を確保する。

事業者は、内部監査を効果的に実施するため、内部監査を担当する者（以下「内部監査要員」という。）には、内部監査の方法等について、必要な教育・訓練を実施する。

内部監査要員は、監査終了後、速やかに監査結果を取りまとめ、経営トップ及び安

全統括管理者に報告するとともに、被監査部門関係者に監査結果を説明・伝達する。

被監査部門の責任者は、監査で指摘を受けた問題点の原因を遅滞なく除去するために、必要な是正措置・予防措置を実施する。

事業者は、取られた措置内容の検証を行い、検証内容をマネジメントレビューで報告する。

3) 内部監査の実施に当たっては、必要に応じ、経営トップ等がその重要性を事業者内部へ周知徹底する等の支援を行う。

4) 事業者は、安全管理体制の構築・改善のために有効な内部監査の取組を推進するため、内部監査の取組状況や内部監査要員の力量を定期的に把握・検証し、内部監査の方法や内部監査要員に対する教育・訓練などの見直し・改善を図る。

(注) 安全管理体制に係る内部監査の取組の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「安全管理体制に係る内部監査の理解を深めるために」を参照願う。

(12) マネジメントレビューと継続的改善

1) マネジメントレビュー

経営トップは、事業者の安全管理体制が適切に運営され、有効に機能していることを確認するために、安全管理体制の機能全般に関し、少なくとも1年毎にマネジメントレビューを行う。さらに、重大事故等が発生した際は適宜実施する。

経営トップは、マネジメントレビューの際に、例えば以下に示す安全管理体制に関する情報を確認し、安全管理体制の改善の必要性と実施時期、必要となる資源等について検討を行う。

- ・ 従業員への安全方針の浸透・定着の状況
- ・ 安全重点施策の進捗・達成状況
- ・ 情報伝達及びコミュニケーションの確保の状況
- ・ 事故等の発生状況
- ・ 是正措置及び予防措置の実施状況
- ・ 安全管理体制の実施状況及び改善の必要性の有無
- ・ 内部監査の結果
- ・ 改善提案
- ・ 過去のマネジメントレビューの結果に対する対応状況
- ・ 外部からの安全に関する要望、苦情
- ・ 国の保安監査や運輸安全マネジメント評価の結果
- ・ その他必要と判断した情報 など

マネジメントレビューの具体的な実施体制、方法は、事業者の安全管理の実態に見合ったものとする。

経営トップは、マネジメントレビューの結果として、例えば以下に示す事項を決定する。

- ・今後の安全管理体制の構築・改善に関する取組目標と計画（次年度の安全重点施策を含む。）
- ・輸送の安全に関する取組の手順・方法の見直し・改善
- ・輸送の安全に関する組織・人員体制の見直し・改善
- ・輸送の安全に関する投資計画の見直し・改善 など

2) 継続的改善（是正措置及び予防措置）

事業者は、日々の輸送活動で発生する輸送の安全に関するトラブルや不具合に対する確に対処するため、輸送の安全に関する明らかとなった課題等については、その原因を除去するための是正措置を、また、輸送の安全に係る潜在的課題については、その原因を除去するための予防措置を適時、適切に講じる。是正措置及び予防措置を実施する際には、以下に定める手順で行う。

明らかとなった課題等及び潜在的課題等の内容確認

課題等の原因の特定

是正措置及び予防措置を実施する必要性の検討

必要となる是正措置及び予防措置の検討及び実施

実施した是正措置及び予防措置の事後の有効性の評価

（注）マネジメントレビュー及び継続的改善の取組の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「安全管理体制に係る「マネジメントレビューと継続的改善」の理解を深めるために」を参照願う。

（13）文書の作成及び管理

1) 事業者は、安全管理体制を構築・改善するために、次に掲げる事業規模等に合った文書を作成し、適切に管理する。

安全管理体制を構築・改善する上で、基本となる必要な手順を規定した文書

（ア）文書管理手順：文書の承認、発行、改訂等を定めた文書

（イ）記録管理手順：記録の分類、保管、廃棄等を定めた文書

（ウ）事故情報等管理手順：事故情報等の収集及び活用の手順を定めた文書（(7)関係）

（エ）重大事故等対応手順：重大な事故等の対応の手順を定めた文書（(8)関係）

（オ）内部監査手順：内部監査の手順を定めた文書（(11)関係）

（カ）是正及び予防に関する手順：是正措置及び予防措置を決定するための手順を定め

た文書（（12）2） 関係）

関係法令等により作成を義務付けられている文書

その他安全管理体制を構築・改善する上で、事業者が必要と判断した文書
なお、適切な文書化を行うことのねらいは、以下のとおりである。

安全管理体制の運営上必要な業務内容が明らかとなる。

その内容が必要とされる要員に理解されることとなる。

により、必要な手順が確実な再現性を伴って実施される。

当該業務に関し、内外の評価が容易となる。

- 2）文書は、文書の様式、書式、形態（電子媒体を含む。）等を含め、文書化すべき文書の範囲、程度、詳細さは、事業者が1）の文書化のねらいを踏まえ実効性のある文書管理を行うために適切と判断したものとする。過剰、複雑な文書化は、却って文書管理の効率を損なうこととなることから、既存文書をできる限り活用し、過剰に文書を作成しないよう留意し、また、必要に応じ、フローチャート、図、表等を活用する等文書内容を簡明化する。

（14）記録の作成及び維持

- 1）事業者は、安全管理体制の運用結果を記録に残すために、次に掲げる記録を作成し適切に維持する。

安全管理体制を構築・改善する上で、基本となる記録

（ア）安全統括管理者から経営トップへの報告内容に関する記録（（4）2）関係）

（イ）事故情報等の収集及び活用内容に関する記録（（7）関係）

（ウ）安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練に関する記録（（10）関係）

（エ）内部監査の実施に関する記録（（11）関係）

（オ）マネジメントレビューに関する記録（（12）1）関係）

（カ）是正措置及び予防措置に関する記録（（12）2）関係）

関係法令等により作成を義務付けられている記録

その他安全管理体制を構築・改善する上で、事業者が必要と判断した記録
なお、適切な記録を行うことのねらいは、以下のとおりである。

安全管理体制の実施結果が明確になり、内外に達成状況を示すことができる。

により、その実施結果の評価や「継続的改善等」が可能となる。

データとして蓄積され、業務の一層の効率化が図られる。

- 2）記録は、記録の様式、書式、形態（電子媒体を含む。）等を含め、作成・維持すべき記録の範囲、程度、詳細さは、事業者が1）の記録を行うことのねらいを踏まえ、事業者が実効性のある記録管理を行うために適切と判断したものとする。さらに、過剰、複

雑な記録化は、却って記録管理の効率を損なうこととなるから既存の記録をできる限り活用し、過剰に記録を作成しないよう留意し、また、記録は読みやすく、容易に識別かつ検索可能なものとする。

おわりに

最後に、平成18年に関係法令が改正されて以来、事業者においては、運輸安全マネジメント制度のコンセプトの理解とそれへの信頼が徐々に深まっており、安全管理体制の構築・改善に向けた積極的な取組が着実に進められている。今後も、国土交通省では、本制度の一層の浸透・定着、ひいては、運輸業界全体の輸送の安全性の更なる向上に向け、関係団体等との連携を密にし、運輸安全マネジメント評価をはじめ本制度に係る各種施策を強力に推進することとしている。

参 考 资 料

**「運輸事業における安全管理の進め方に関するガイドライン」の
取組事例集**

平成22年2月
国土交通省大臣官房運輸安全監理官

はじめに

本事例集は、運輸事業者における輸送の安全性の更なる向上に向け、これまでの運輸安全マネジメント評価等で確認した安全管理体制の構築・改善に関する取組の具体例を取りまとめたものです。

運輸事業者の皆様におかれましては、自社の安全管理体制の構築・改善の取組の充実・強化を図るため、本事例集に記載する各種取組事例を参考情報として適宜活用いただければと考えております。

(1) 経営トップの輸送の安全に関する責務遂行の取組例

経営トップは事業に係わる法令・規則を遵守することや人命を守ることの重要性を会議、訓辞等を通じて社員に繰り返し話をする

経営トップ自らが安全方針を作成する、または、部下が作成した安全方針の案について、経営トップ自身の考えと合致しているか、盛り込みたい考えの有無を確認し、承認・決定する

経営トップは全社または組織毎に安全重点施策を作成されているか、同施策が安全方針や方向性に合致し、輸送の安全性を維持・向上させるために適切であるかを確認し、事業者内に同施策が展開・推進されている状況を把握する

経営トップは社員に対し自社で発生するおそれのある重大事故に対する対応措置の見直しや当該重大事故を想定した全社的な対応訓練の実施を指示したり、当該訓練時に自ら参画する

経営トップは安全に係わる設備整備や組織体制の見直し強化を指示する

経営トップが、主体的に関与し、定期的にマネジメントレビューを実施し、今後の取組指針の表明、改善の指示などを行う など

(2) 安全方針の社内周知の取組例

安全方針の各事務所等への掲示

安全方針等を記載した社員手帳・携帯カードの社員配付

安全方針の社内報や社内イントラへの掲載

現場巡回、年始会、入社式等での安全方針等に関する社長訓示

点呼・各種会議での安全方針の唱和の励行

社内教育での安全方針に関する周知・指導 など

(3) 安全方針に対する社員の理解度や実践状況の把握の取組例

安全意識アンケート調査・安全文化評価の実施

安全教育後の安全方針等に関する理解度試験

社員に対する面談調査

内部監査でのチェック

小集団グループ活動による活動結果安全報告会

現場巡回、添乗指導、路上パトロール時の社員の安全方針に係る実践状況のチェック など

(4) 輸送の安全の目標・指標の項目例

事故・トラブルゼロ達成・維持

事故・トラブル減少件数・減少率(×件減少、×%削減)

営業所毎、無事故継続 日

輸送の安全に関する設備・機器の整備目標・率

安全教育・訓練実施回数・受講員数

教育訓練手順を見直しの目標(いつまでに、こういったものを作成し、活用できること)

輸送の安全に関する表彰件数

輸送の安全に関する改善提案件数・同提案処理件数

輸送の安全に関する小集団活動目標(こういった小集団活動を実施し、年度内に成果を出すこと) など

(5) 輸送の安全の目標・計画の進捗・達成状況の把握・見直しの取組例

定期的(毎月・毎四半期・半期などに1回)に各部門の安全目標の達成状況や取組計画の進捗状況を報告させ、本社の安全担当部署で取りまとめ、経営トップや安全統括管理者に報告

定量的に把握できない目標(例えば、基本動作の遵守・徹底など)は、現場巡回や内部監査などで当該目標の履行状況をチェック

年1回(年度末又は年度当初)各部門の安全目標の達成状況や取組計画の進捗状況を総括・報告させ、本社の安全担当部署で取りまとめ、経営トップや安全統括管理者に報告(取締役会、経営会議のほか、会社全体の安全に関する会議体で報告・審議するケースもあり)

進捗状況を毎月把握し、2ヵ月毎に安全部会にて、取組目標などをレビューし、活動の有効性、目標の妥当性を検証し、必要に応じ年度途中での見直しの実施 など

経営陣による現場巡回での現場要員からの意見聴取

経営陣と現場要員との個別面談、直接の意見交換会の活用

小集団活動の活用

業務改善提案制度の活用

業務改善提案発表会・表彰式の開催

社内イントラや各事務所への目安箱・意見箱の設置とその活用

ベテラン社員による現場巡回での現場の意見要望等の聴取と社長等への直接結果報告 など

(7) 社内横断的な輸送の安全に関するコミュニケーションの取組例

経営会議、取締役会議等の既存の会議体の活用

安全に特化した会議体（例えば、安全推進委員会、安全マネジメント委員会など）の創設とその運用

安全に関する各種教育・研修

社内での安全シンポジウム・セミナーの開催

全社集会、年始会、入社式などでの周知

安全に関する情報を社報等に掲載・配付

社内イントラの活用 など

(8) 収集した事故、ヒヤリ・ハット等の情報の活用の取組例

現場から報告があったヒヤリ・ハット情報を注意喚起のため速報として各現場に速やかに周知

現場から収集したヒヤリ・ハット情報を分類・分析し、その結果を小冊子(ヒヤリ・ハット事例集など)に取りまとめ、現場配布、社内研修で教材として活用

現場から収集したヒヤリ・ハット情報をもとに、漫画的に解りやすくし、平易な内容で教訓を取りまとめた小冊子を作成・現場配布

現場から収集したヒヤリ・ハット情報を基にハザードマップ等を作成
(鉄道モードの例)ヒヤリ・ハット体験者のコメントを付した駅構内ハザードマップを作成し、事務所内掲示・運転士に配布
(自動車モードの例)運行経路内又は配送区域内のハザードマップを作成し、危険箇所等の情報共有のため、事務所内掲示・運転士に配布
(海運モードの例)危険海域等の情報共有のため、ヒヤリ・ハット情報を海図に記入し、各船に当該海図を配布

発生した事故やヒヤリ・ハットの原因を究明し、他の現場で同じような状況がないか調査し、事故等の未然防止に活用

社内研修で事故経験者又はヒヤリ・ハット経験者に状況説明、原因究明を発表させ、発表者のスキルアップと研修参加者の情報共有を実施

社員研修で過去発生した事故事例やヒヤリ・ハット事例を課題・テーマとした原因究明及び対策の立て方の演習を実施

ドライブレコーダーの事故又はヒヤリ・ハット映像データを活用した各運転士に対する個人指導、社内研修(教材として活用)、小集団活動での危険予知訓練(KYT訓練)

新聞や業界誌などの事故記事を切り抜き、簡単なコメントをつけ現場に注意喚起
国が公表した事故報告書等入手し、社内研修で事故の発生状況、原因等を参加者に説明実施 など

(9) 経営管理部門に対する運輸安全マネジメント制度のコンセプトの理解を深めるための取組例

対象者にコンセプトを理解してもらう教育を実施する目的を策定し、目的に沿った各種教育内容の検討と計画の立案

安全目標の設定、展開、評価方法を理解する研修

再発防止策実施方法に関する研修

安全運行に係る取組の状況、達成状況及びその検証・評価等についての説明会形式の研修

新任管理者、社員に対する安全教育に運輸安全マネジメント制度に関するカリキュラムを追加

要員のモチベーションを向上させる研修

社内イントラを用いた安全自主学習（Eラーニング）の導入

外部主催の運輸安全シンポジウム・セミナーなどの定期参加と当該シンポジウム等で入手した資料等の社内周知や同資料に基づく社内での勉強会の実施

自社での安全シンポジウム・セミナーなどの定期開催

経営トップ以下経営管理部門が、年1回、ISO講師によるマネジメント教育を受講 など

(1 0) 教育・訓練の効果・有効性の把握、検討等の取組例

教育・訓練実施後、参加者にアンケートを実施し、当該教育・訓練自体の課題等を抽出し、カリキュラムの見直し実施

教育・訓練実施後、参加者に実技・筆記試験等を実施、効果等を把握

教育・訓練実施後、参加者の実践状況を現場巡回、内部監査等で把握

教育・訓練実施後、参加者の上司が参加者の実践状況を把握

添乗指導、第三者モニタリング制度で実施状況、効果等を把握 など

(1 1) 「事故」体験の共有のための取組例

豊富な経験を有するベテラン職員を語り部として活用

過去の事故の展示施設を設置し、社員教育に活用

過去の事故映像・事例概要パネルを日頃、社員の目につく場所に掲示

事件事例集を作成し、社員教育に活用

ドライブレコーダーの事故等発生時の映像を社員教育に活用

他社で発生した事故が自社で発生した場合を想定し、対応を検討

小集団活動で事故体験者から経験談を説明、対応検討の実施 など

以上

鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方
～事故・トラブルの防止に向けて～

平成21年6月

国土交通省大臣官房

運輸安全監理官

はじめに

国土交通省では、運輸事業者自らが経営者から現場まで一丸となった安全管理の取組を行い、輸送の安全の向上をはかることをねらいとした「運輸安全マネジメント制度」を平成18年10月から導入しています。

この「運輸安全マネジメント制度」において、国土交通省では、運輸事業者自らが安全管理体制の構築・改善に向けた取組を進める際の参考として考え方などを定めた「安全管理規程に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)を平成18年5月に作成し、ガイドラインをもとに運輸事業者の安全管理の取組状況をチェックする「運輸安全マネジメント評価」を実施しています。

このたび、無軌条電車事業者・鋼索鉄道事業者・索道事業者の皆様が、より効果的に安全管理に取り組むことができるよう、本冊子「鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方」を作成しましたので、今後、無軌条電車事業者・鋼索鉄道事業者・索道事業者の皆様が、安全管理の取組を進めるにあたって、ガイドラインに代えて、本冊子に記載する内容をもとに取り組むことが可能となります。

1. 代表者（経営者）の役割

輸送の安全は、運輸事業者の最も基本的なサービスである。

このため、代表者（経営者）は、自らが輸送の安全の最高責任者として、以下のとおり、安全管理の体制を整え、安全管理の取組計画を作るとともに、社員を指揮・指導して、その役割を果たす。

- (1) 会社の輸送の安全に関する基本的な考え方（安全第一、法令遵守など）を記載した安全方針を作り、社内に周知徹底する。
安全方針には、法令や社内規則を守ることや輸送の安全が第一であることを明記する。
- (2) 安全方針を実現するため、年に1回、具体的な安全目標を決め、その目標達成に向け安全運行に努める。
安全目標は、その達成状況を把握することができるよう、可能な限り、「事故ゼロ」など数値的なものとする。
- (3) 重大な事故等が発生した場合の対応方法をあらかじめ決める。
- (4) 輸送の安全に必要な人員や設備等を確保・整備する。
- (5) 安全管理の取組状況を年に1回は点検し、問題があれば改善する。
- (6) 安全統括管理者を選任し、次の事項を行わせる。

安全方針の社内周知を行うこと。

安全目標を作成し、社員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組を積極的に行うこと。

代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に適時、適切に報告すること。

会社の人員規模に応じた安全管理の取組体制を決め、各自の役割を定め、社内に周知する。

安全管理の取組状況を年に1回は点検し、その結果を代表者（経営者）に適時、適切に報告すること。

2. 安全管理の実施

代表者（経営者）、安全統括管理者、その他輸送の安全にかかわる社員は一人丸となって、輸送の安全に向け、以下のとおり、安全管理の取組を実施する。

（1）輸送の安全に関する情報の伝達

代表者（経営者）又は安全統括管理者は、輸送の安全に関する情報が適時、適切に社内に伝わるようにするとともに、現場の声を適時、適切に把握する。

（2）法令等の遵守

社員は、輸送の安全に必要な関係法令、通達及び社内規則を遵守するとともに、代表者（経営者）又は安全統括管理者は、それらの状況を定期的に確認する。

（3）輸送の安全に必要な手順・規則

安全統括管理者は、社員に指示するなどして、輸送の安全に必要な手順・規則を作成し、社内に周知する。

（4）教育・訓練

代表者（経営者）又は安全統括管理者は、輸送の安全にかかわる者に対し教育・訓練を定期的実施する。教育・訓練の実施にあたっては、外部が主催する運輸安全マネジメント制度に関する講習会等を活用するなどして、適切に実施し、それら実施状況を記録し、保管する。

（5）事故等の対応

社員は、事故が発生した場合は、代表者（経営者）及び安全統括管理者にその情報を適時、適切に報告する。

安全統括管理者は、上記で報告を受けた事故について、再発防止策を検討・実施する。

安全統括管理者は、必要に応じて、現場からのヒヤリ・ハット情報

(事故にはならなかったが、「ヒヤッと」した、「ハッと」したできごと)を集め、事故防止のために適切な対応策を講じる。

安全統括管理者は、他の事業者の事故事例などを積極的に集め、自社の事故防止に活用する。

代表者(経営者)は、重大な事故等が発生した場合の対応方法をあらかじめ決め、自ら又は安全統括管理者に指示するなどして、社内に周知する。

安全統括管理者は、社員に指示するなどして、上記 から の実施状況を記録し、保管する。

3 . 安全管理の取組状況の点検と改善

輸送の安全に向け、定期的に安全管理の取組状況を点検し、把握した問題点を改善することが重要であり、代表者(経営者)及び安全統括管理者は、以下の取組を行う。

- (1) 安全統括管理者は、少なくとも年に1回、安全目標の達成状況や安全管理の取組状況を別添の「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を活用するなどして、点検し、その結果を代表者(経営者)に報告する。
- (2) 代表者(経営者)は、上記(1)の点検の結果、問題があることが判った場合には、必要な改善を行う。
- (3) 安全統括管理者は、社員に指示するなどして、上記(1)及び(2)の実施状況を記録し、保管する。

無軌条電車・鋼索鉄道・索道事業者用
「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」の例

() 安全統括管理者は、以下のチェックリストを活用し、年に1回は自社の運輸事業の安全の取組状況を定期的に確認しましょう。また、チェックリストは記録・保管し、次のチェックの際、昨年との比較を行いましょう。

			点検日	年	月	日
	自己点検チェックポイント	判定	特記事項			
1	代表者（経営者）は、法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っているか					
2	代表者（経営者）は、安全方針を周知徹底しているか					
3	代表者（経営者）又は安全統括管理者は、安全方針を実現するため、1年ごとに安全目標を作っているか					
4	安全運行に努め、安全目標を達成したか					
5	代表者（経営者）は、重大事故が発生した場合の対応方法を決めているか					
6	代表者（経営者）は、安全に必要な設備の更新・整備や人員の配置などを行っているか					
7	安全統括管理者は、安全方針を社内周知しているか					
8	安全統括管理者は、その職務を把握し、社員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組を積極的に行っているか					
9	安全統括管理者は、代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に報告しているか					
10	安全統括管理者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割を明確に定めているか					
11	安全統括管理者は、安全管理の実施体制にお					

	ける各自の責任・役割は周知しているか		
12	社内において、輸送の安全に関する定期的な話し合いを行っているか		
13	代表者（経営者）は、社員と直接話す機会を作り、安全に関する指示・指導をしたり、社員から意見・要望を聴いたりしているか		
14	旅客から輸送の安全に関する意見・要望を収集しているか		
15	関係法令や社内規則を遵守して、安全運行・施設保守をしているか		
16	安全管理規程、実施細則等が適切に管理されているか（必要な部署への配付・保管、改廃手続きの適切な実施と表示）		
17	安全運行・施設保守に必要な教育・訓練を定期的実施しているか		
18	代表者（経営者）や安全統括管理者等は、外部が主催する運輸安全マネジメントに関する研修等に参加しているか（社内教育の受講も含む）		
19	上記 17 及び 18 の教育・訓練等の実施状況を記録しているか		
20	事故が発生した場合、代表者（経営者）まで事故の情報が現場から報告されるようになっているか		
21	発生した事故の再発防止策を考え、実行しているか		
22	ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活用しているか		
23	他社の事故事例などを集め、自社の事故防止に活用しているか		
24	緊急通報・連絡先を少なくとも1年ごとに見直し、電話番号等に変更がないかどうか確認をしているか		

25	上記 20～24 の実施状況を記録しているか		
26	代表者（経営者）は、少なくとも年に 1 回は安全の確保に向けた取組状況（安全目標、安全目標達成に向けた取組、安全管理の取組体制、情報の伝達体制、事故防止策、教育・訓練等）を点検し、問題があれば改善しているか		
27	上記 26 の実施状況を記録しているか		

実施している場合は『判定』欄に ○、実施していない場合は×を記入すること。

『特記事項』欄には、自社で行っている取組の概要や取組が困難な理由・問題、前回のチェック時から改善した点などを記入すること。

安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況		
判明した問題	実施日	解決のため対応した状況

年 月 日

署名：（代表者又は安全統括管理者）

小規模海運事業者における安全管理の進め方
～ 事故・トラブルの防止に向けて～

平成21年6月

国土交通省大臣官房

運輸安全監理官

はじめに

国土交通省では、運輸事業者自らが経営者から現場まで一丸となった安全管理の取組を行い、輸送の安全の向上をはかることをねらいとした「運輸安全マネジメント制度」を平成18年10月から導入しています。

この「運輸安全マネジメント制度」において、国土交通省では、運輸事業者自らが安全管理体制の構築・改善に向けた取組を進める際の参考として考え方などを定めた「安全管理規程に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)を平成18年5月に作成し、ガイドラインをもとに運輸事業者の安全管理の取組状況をチェックする「運輸安全マネジメント評価」を実施しています。

このたび、次の小規模海運事業者の皆様が、より効果的に安全管理に取り組むことができるよう、本冊子「小規模海運事業者における安全管理の進め方」を作成しましたので、今後、次の小規模海運事業者の皆様が、安全管理の取組を進めるにあたって、ガイドラインに代えて、本冊子に記載する内容をもとに取り組むことが可能となります。

旅客事業者

海運事業に係る陸員(常勤役員を含む。)の人数が常時10名未満の許可事業者(一定の輸送量*をもつ事業者を除く。)

特定旅客定期航路事業者(他の許可事業との兼業を除く。)

届出事業者(外航旅客航路事業者を除く。)

*一定の輸送量：年間輸送人員10万人以上または輸送人キロ200万人キロ以上

内航運送事業者

海運事業に係る陸員(常勤役員を含む。)の人数が常時5名未満の事業者

1. 代表者(経営者)の役割

輸送の安全は、運輸事業者の最も基本的なサービスである。

このため、代表者(経営者)は、自らが輸送の安全の最高責任者として、以下のとおり、安全管理の体制を整え、安全管理の取組計画を作るとともに、社員を指揮・指導して、その役割を果たす。

(1) 会社の輸送の安全に関する基本的な考え方(安全第一、法令遵守など)

を記載した安全方針を作り、社内に周知徹底する。

安全方針には、法令や社内規則を守ることや輸送の安全が第一であることを明記する。

- (2) 安全方針を実現するため、年に1回、具体的な安全重点施策(安全目標)を決め、その目標達成に向け安全運航に努める。

安全重点施策(安全目標)は、その達成状況を把握することができるよう、可能な限り、「事故ゼロ」など数値的なものとする。

- (3) 重大な事故等が発生した場合の対応方法をあらかじめ決める。
- (4) 輸送の安全に必要な人員や設備等を確保・整備する。
- (5) 安全管理の取組状況を年に1回は点検し、問題があれば改善する。
- (6) 安全統括管理者を選任し、次の事項を行わせる。

安全方針の社内周知を行うこと。

安全重点施策(安全目標)を作成し、社員を指揮・指導し、安全重点施策(安全目標)の達成に向けた取組を積極的に行うこと。

代表者(経営者)との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者(経営者)に適時、適切に報告すること。

会社の人員規模に応じた安全管理の取組体制を決め、各自の役割を定め、社内に周知する。

安全管理の取組状況を年に1回は点検し、その結果を代表者(経営者)に適時、適切に報告すること。

2. 安全管理の実施

代表者(経営者)、安全統括管理者、その他輸送の安全にかかわる社員は一人丸となって、輸送の安全に向け、以下のとおり、安全管理の取組を実施する。

- (1) 輸送の安全に関する情報の伝達

代表者(経営者)又は安全統括管理者は、輸送の安全に関する情報が適時、適切に社内に伝わるようにするとともに、現場の声を適時、適切に把握する。

- (2) 法令等の遵守

社員は、輸送の安全に必要な関係法令、通達及び社内規則を遵守するとともに、代表者(経営者)又は安全統括管理者は、それらの状況を定期的に確認する。

- (3) 輸送の安全に必要な手順・規則

安全統括管理者は、社員に指示するなどして、輸送の安全に必要な手順・規則を作成し、社内に周知する。

(4) 教育・訓練

代表者（経営者）又は安全統括管理者は、輸送の安全にかかわる者に対し教育・訓練を定期的実施する。教育・訓練の実施にあたっては、外部が主催する運輸安全マネジメント制度に関する講習会等を活用するなどして、適切に実施し、それら実施状況を記録し、保管する。

(5) 事故等の対応

社員は、事故が発生した場合は、代表者（経営者）及び安全統括管理者にその情報を適時、適切に報告する。

安全統括管理者は、上記で報告を受けた事故について、再発防止策を検討・実施する。

安全統括管理者は、必要に応じて、現場からのヒヤリ・ハット情報（事故にはならなかったが、「ヒヤッと」した、「ハッと」したできごと）を集め、事故防止のために適切な対応策を講じる。

安全統括管理者は、他の事業者の事件事例などを積極的に集め、自社の事故防止に活用する。

代表者（経営者）は、重大な事故等が発生した場合の対応方法をあらかじめ決め、自ら又は安全統括管理者に指示するなどして、社内に周知する。

安全統括管理者は、社員に指示するなどして、上記からの実施状況を記録し、保管する。

3. 安全管理の取組状況の点検と改善

輸送の安全に向け、定期的に安全管理の取組状況を点検し、把握した問題点を改善することが重要であり、代表者（経営者）及び安全統括管理者は、以下の取組を行う。

(1) 安全統括管理者は、少なくとも年に1回、安全重点施策（安全目標）の達成状況や安全管理の取組状況を別添1または別添2の「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を活用するなどして、点検し、その結果を代表者（経営者）に報告する。

(2) 代表者（経営者）は、上記(1)の点検の結果、問題があることが判った場合には、必要な改善を行う。

(3) 安全統括管理者は、社員に指示するなどして、上記(1)及び(2)の実施状況を記録し、保管する。

海運事業者用「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」の例

() 安全統括管理者は、以下のチェックリストを活用し、年に1回は自社の運輸事業の安全の取組状況を定期的に確認しましょう。また、チェックリストは記録・保管し、次回のチェックの際、昨年との比較を行いましょ。

			点検日	年	月	日
	自己点検チェックポイント	判定	特記事項			
1	代表者（経営者）は、法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っているか					
2	代表者（経営者）は、安全方針を周知徹底しているか					
3	代表者（経営者）又は安全統括管理者は、安全方針を実現するため、1年ごとに安全重点施策（安全目標）を作っているか					
4	安全運航に努め、安全重点施策（安全目標）を達成したか					
5	代表者（経営者）は、重大事故が発生した場合の対応方法を決めているか					
6	代表者（経営者）は、安全に必要な設備の更新・整備や人員の配置などを行っているか					
7	安全統括管理者は、安全方針を社内周知しているか					
8	安全統括管理者は、その職務を把握し、社員・船員を指揮・指導し、安全重点施策（安全目標）の達成に向けた取組を積極的に行っているか					
9	安全統括管理者は、代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に報告しているか					
10	安全統括管理者は、安全管理の実施体制にお					

	ける各自の責任、役割を明確に定めているか		
11	安全統括管理者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割は周知しているか		
12	社内・船内において、輸送の安全に関する定期的な話し合いを行っているか		
13	代表者（経営者）は、社員や船員と直接話す機会を作り、安全に関する指示・指導をしたり、社員や船員から意見・要望を聴いたりしているか		
14	旅客から輸送の安全に関する意見・要望を収集しているか		
15	関係法令や社内規則を遵守して、安全運航しているか		
16	安全管理規程、作業手順等を適切に管理しているか		
17	輸送の安全に関わる者に対して必要な教育・訓練を定期的実施しているか		
18	代表者（経営者）や安全統括管理者等は、外部が主催する運輸安全マネジメントに関する研修等に参加しているか（社内教育の受講も含む）		
19	上記 17 及び 18 の教育・訓練等の実施状況を記録しているか		
20	事故が発生した場合、代表者（経営者）まで事故の情報が本船から報告されるようになっているか		
21	発生した事故の再発防止策を考え、実行しているか		
22	ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活用しているか		
23	他社の事故事例などを集め、自社の事故防止に活用しているか		
24	緊急通報・連絡先を少なくとも1年ごとに見		

	直し、電話番号等に変更がないかどうか確認をしているか		
25	上記 20～24 の実施状況を記録しているか		
26	代表者（経営者）は、少なくとも年に 1 回は安全の確保に向けた取組状況を点検し、問題があれば改善しているか		
27	上記 26 の実施状況を記録しているか		

実施している場合は『判定』欄に ○、実施していない場合は×を記入すること。

『特記事項』欄には、自社で行っている取組の概要や取組が困難な理由・問題、前回のチェック時から改善した点などを記入すること。

平成 年度事故・トラブルの発生状況			
発生日時	発生場所	事故・トラブルの概要	再発防止のため実施した措置の概要

安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況		
判明した問題	実施日	解決のため対応した状況

年 月 日

署名：(代表者又は安全統括管理者)

海運事業者用「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」の例
（従業員がいない個人経営の海運事業者用）

（ ）代表者（経営者）は、安全統括管理者として、以下のチェックリストを活用し、年に1回は自社の運輸事業の安全の取組状況を定期的に確認しましょう。また、チェックリストは記録・保管し、次回のチェックの際、昨年との比較を行いましょう。

		点検日			
		年	月	日	
	自己点検チェックポイント	判定	特記事項		
1	代表者（経営者）は、法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っているか				
2	安全方針を事務所や本船船内に掲示しているか				
3	代表者（経営者）は、安全方針を実現するため、1年ごとに安全重点施策（安全目標）を作っているか				
4	安全運航に努め、安全重点施策（安全目標）を達成したか				
5	代表者（経営者）は、重大事故が発生した場合の対応方法を決めているか				
6	代表者（経営者）は、安全に必要な設備の更新・整備などを行っているか				
7	代表者（経営者）は、安全統括管理者として、その職務を把握し、安全重点施策（安全目標）の達成に向けた取組を積極的に行っているか				
8	旅客から輸送の安全に関する意見・要望を収集しているか				
9	関係法令や社内規則を遵守して、安全運航しているか				
10	安全管理規程、作業手順等を適切に管理しているか				
11	代表者（経営者）は、外部が主催する運輸安全マネジメントに関する研修等に参加してい				

	るか		
12	上記 11 の研修参加状況を記録しているか		
13	事故発生時の緊急通報・連絡先を作成し、少なくとも 1 年ごとに見直し、電話番号等に変更がないかどうか確認をしているか		
14	発生した事故の再発防止策を考え、実行しているか		
15	ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活用しているか		
16	他社の事故事例などを集め、自社の事故防止に活用しているか		
17	上記 13～16 の実施状況を記録しているか		
18	代表者（経営者）は、少なくとも年に 1 回は安全の確保に向けた取組状況を点検し、問題があれば改善しているか		
19	上記 18 の実施状況を記録しているか		

実施している場合は『判定』欄に ○、実施していない場合は×を記入すること。

『特記事項』欄には、自社で行っている取組の概要や取組が困難な理由・問題、前回のチェック時から改善した点などを記入すること。

平成 年度事故・トラブルの発生状況			
発生日時	発生場所	事故・トラブルの概要	再発防止のため実施した措置の概要

安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況

判明した問題	実施日	解決のため対応した状況

年 月 日

署名：(代表者又は安全統括管理者)

平成22年2月17日

安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な
方針の改正に関する諮問についての運輸審議会運輸安全確保部会
報 告 書

現行の「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針」については、平成18年8月に運輸審議会の答申を受けて策定されたものであるが、同年10月の運輸安全マネジメント制度の導入から3年以上が経過しており、この間における事業者の安全管理体制の構築・改善の状況を踏まえ、制度の浸透・定着と運輸安全マネジメント評価の深度化等を図る観点から、その内容の見直しを行うことが必要となっている。

また、「安全管理規程に係るガイドライン」については、平成18年4月に国土交通省内に設けられた「運輸安全マネジメント態勢構築に係るガイドライン検討会」で策定されたものであるが、基本方針の付属書として、その位置付けを明確化するとともに、事業者にとって、よりわかりやすいものとするべく見直しを行うことが必要となっている。

こうした理由により、平成21年12月1日に国土交通大臣から運輸審議会に対し、平成21年12月1日付け国官運安第200号をもって、安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正についての諮問がなされたところである。（安全管理規程に係るガイドラインの改正も基本方針の改正の一部として諮問対象となっている。）

運輸審議会は、本事案については、運輸安全に関する専門的な見地から検討を行う必要があるとの判断から「運輸安全確保部会」に付託して審議を行うことを決定し、これを受けて同部会では2回にわたって審議を行ったところであるが、その結果について、同審議会に以下の通り報告するものである。

- 1 平成22年12月1日付け国官運安第200号をもって諮問された別紙1の案について、基本方針の改正案は原案通り認めるとともに、安全管理規程に係るガイドラインの改正案は、部会所属の委員、専門委員の意見を踏まえて別紙2のように一部修正を加えた上で認めることとする。
- 2 部会所属の委員、専門委員から出された主な意見は次の通りである。

基本方針の改正関係

改正内容については特段の意見がなかった。

ガイドラインの改正関係

ガイドラインの位置付け

- ・ ガイドラインは、運輸事業者において安全管理体制の構築・改善に向けた取組を進める上での参考例として位置付けられている。従って、国土交通省が、事業者に対する運輸安全マネジメント評価を実施するに当たってガイドラインを活用するとの記載は、この位置付けに矛盾している。

安全管理体制の構築・改善の意義と目的

- ・ 安全管理体制の構築・改善に当たって事業者に求められる事項及びPDCAサイクルを適切に機能させることについての記載は、前後の文章のつながりに配慮しつつ、事業者に過度の期待がかからないような記載内容に改めるのが望ましい。

ガイドラインの適用範囲

- ・ 管理業務についても明記されており、内航海運業では、オペレーター（運航事業者）や管理会社がオーナー（船主）の安全管理を行いやすくなるものと認識している。自動車運送事業（トラック事業）でも、元請事業者による下請事業者の安全管理について効果があるのではないか。

安全重点施策

- ・ 目標と取組計画（施策）を明確に分けたことは評価している。用語の問題であるが、目標と取組計画（施策）を併せて、安全重点施策と呼ぶのは、マネジメント分野の用語の使い方としては、やや違和感がある。

事故、ヒヤリハット情報等の収集及び活用

- ・ 航空運送事業については、既に国（航空局）による情報の収集や航空会社内での情報収集等が実施されており、運輸安全マネジメントで更なる情報収集を求めなくてもよいのではないかと。（既存の仕組みで情報収集をしているのであれば、それを継続実施すればよい。）
- ・ 収集した情報については、個人が特定されないよう配慮した上で、できる限り生の形で現場に伝えるのが、事故防止を図る上では有効である。

- ・ 情報の収集については、モード横断的な考え方を基本としつつも、必要に応じて個々のモードの特性に応じた対応をとるべきである。

内部監査

- ・ 内部監査に当たっては、安全管理規程や事業者が決めた安全管理体制に関する規程・手順に適合しているかどうかをチェックすれば十分である。ガイドラインは参考例であり、ガイドラインへの適合性をチェックする必要はない。
- ・ 内部監査要員は監査結果を経営トップ等や監査を受けた部門に説明することを明記すべきである。

文書の作成及び管理

- ・ 大手事業者であっても、文書管理が必ずしも十分に行われていない事例が見受けられる。ガイドラインに記載する必要はないが、大手事業者に対する運輸安全マネジメント評価を行った際に、文書管理の不備があった場合には、これに対し助言を行うべきである。

このほか、基本方針の改正及びガイドラインの改正の内容そのものではないが、次のような意見が出された。

- ・ 大手事業者では安全管理体制が概ね構築されたとのことであるが、これによって事故や重大インシデントがどの程度減少したのかを分析してほしい。
- ・ 安全管理の取組みの進んだ優良事業者に対するインセンティブ付与として、運輸安全マネジメント評価の間隔の長期化を検討しているようだが、評価員の技量向上を図るには優良事業者の事例を見せるのが最も効果的であり、評価員育成の立場からは優良事業者の評価間隔の長期化は望ましくない。
- ・ 運輸安全調査官の任期を長くするなど評価員の専門性を高めるための方策を講じてほしい。
- ・ 大手のほか中小事業者に対する運輸安全マネジメント評価を推進していく必要がある。評価のアウトソーシング等は有効であろう。また、トラック事業については、その階層構造をうまく活用し、元請けの評価の際に下請けの安全管理体制をチェックするようにしたらどうか。

運輸審議会では、これらの意見を踏まえて、本事案の審議が行われることを望む。

別 記

運輸審議会運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員名簿

平成22年2月17日現在

(委 員)

大屋 則之(部会長)
上野 文雄(部会長代理)
島村 勝巳

(専門委員)

河内 啓二
酒井 一博
高 巖
谷口 綾子
中條 武志
芳賀 繁
村山 義夫

鉄道事業法第五十六条の二（軌道法第二十六条において準用する場合を含む。）
道路運送法第九十四条の二、貨物自動車運送事業法第六十条の二、海上運送法第
二十五条の二、内航海運業法第二十六条の二第一項及び航空法第百三十四条の二
の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な
方針（案）

1．実施に係る基本的な考え方

- (1) 「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成18年法律第19号）」により、運輸事業者において、絶えず輸送の安全性の向上に向けた取組を求めるとともに、安全最優先の方針の下、経営トップ主導による経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の適切な構築を図るため、運輸事業者に対して、安全管理規程の作成等が義務付けられた。

本方針は、この安全管理規程の記載事項のうち、その基本となる「輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項」の実施状況を確認するために行う報告徴収又は立入検査（以下この方針において「運輸安全マネジメント評価」という。）の実施に係る基本的な方針である。

- (2) 法施行後、これまで安全管理規程に係る制度（以下「運輸安全マネジメント制度」という。）の周知、啓発等に努め、運輸安全マネジメント評価の実施に当たっても、運輸事業者の経営管理部門を対象として、安全管理規程に関する基本的な理解及び実際の実施状況の確認、安全管理規程の更なる改善等に向けた助言を中心に実施してきた。

その結果、運輸事業者においても、運輸安全マネジメント制度に対する理解も進んできており、基本的な安全管理のための組織体制や関連規程類の整備等の枠組みについては、概ね構築していることが判明している。

一方で、その取組内容については、十分でない部分や事業者間・モード間で差があることも判明している。

- (3) 上記を踏まえ、今後、当面は、運輸安全マネジメント制度の一層の浸透・定着等に努め、運輸安全マネジメント評価の実施に当たっても、運輸事業者の経営管理部門を対象として、安全管理体制の実際の運用状況の確認、安全管理体制の更なる改善等に向けたきめ細かな助言を中心に実施する。

2．実施方針

(1) 運輸安全マネジメント評価における重点確認事項

今後、当面は、安全管理規程のうち「輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項」となる「基本的な方針に関する事項」「関係法令等の遵守に関する事項」及び「取組に関する事項」(以下「安全方針等」という。)に関し、以下の点について重点的に確認を行い、必要に応じ、安全方針等に関し、更なる改善等に向けたきめ細かな助言を行う。

自ら作成した安全方針等に従った安全管理体制の運用が計画的になされ、それら運用状況を自ら定期的に確認し、その確認の結果を踏まえ、安全管理体制の見直し及び継続的改善がなされているか。

経営の責任者を含む経営管理部門における安全方針等に関する理解及び関与の度合いは十分か。

過去に行政処分又は行政指導を受けている運輸事業者について当該行政処分等を踏まえた安全方針等の作成及び実施は行われているか。

(2) 運輸安全マネジメント評価の実施の方法について

関係法令及び本方針に基づき運輸安全マネジメント評価を行う。

実施に当たっては、保安監査実施部局と連携するとともに、大臣官房運輸安全監理官において、予め、本方針に沿って作成された運輸安全マネジメント評価実施要領に基づいて実施する。

経営の責任者、安全統括管理者等の経営幹部への面談調査と経営管理部門が管理する安全管理に係る書類の確認を中心に実施し、別添の「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」等に基づき、運輸事業者に対し、必要に応じ、きめ細かな助言を行う。

保安監査実施部局との相互の情報交換等による保安監査との連携を通じ、当該運輸事業者の安全への取組について、総合的な把握及び分析に努める。

(3) 運輸安全マネジメント評価の実施方法等の見直し及び改善について

運輸安全マネジメント評価に関する内部監査、運輸安全マネジメント評価を実施する運輸安全調査官に対する技量評価、評価方法の検証、運輸安全マネジメント評価実施事業者に対するアンケート調査等に基づき、その実施方法等について、継続的な見直し及び改善を行う。

運輸審議会に上記 の実施方法に係る見直し及び改善の状況を報告する。

上記 を踏まえ、運輸安全マネジメント評価の実施方法の改善及び運輸安全調査官の資質向上等、運輸安全マネジメント制度の更なる充実強化に努める。

(4) 運輸安全マネジメント評価の結果の取り扱いについて

運輸安全マネジメント評価の所見については、当該運輸事業者に対してきめ細かな説明を行い、必要に応じ、適切な措置を講じる。

運輸安全マネジメント評価の結果の公表については、運輸事業者の安全に関する意識向上を促すものである一方で、その結果に事業者の経営に関する機密も含まれること等を勘案しつつ、運輸安全マネジメント評価の結果の概要を取りまとめ、運輸審議会に定期的に報告し、また、ホームページ等で公表する。

(5) 運輸安全マネジメント評価の実施計画

上記(1)から(4)に従い、鉄道分野、航空分野、自動車分野及び海運分野の合計で、年間120から150事業者程度を目安として、計画的かつ効率的に実施する。

3. その他

(1) 本方針は、平成22年4月1日より適用する。

(2) 本方針は、国土交通大臣が行う運輸安全マネジメント評価について適用する。

(3) 再発防止等の観点から緊急に対応が必要と認められる事態が発生した場合においては、適時適切に運輸安全マネジメント評価を実施する。

○国土交通省告示第 号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された

平成十八年六月二十三日

国土交通大臣 北側一雄

事案番号 平18第〇〇〇〇号

事案の種類

安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の策定

事案の内容

鉄道事業法、軌道法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、海上運送法、内航海運業法及び航空法の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針について定める。その概要は次のとおり。

1. 実施に係る基本的な考え方

- (1) 本方針は、安全管理規程の記載事項のうち、「輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項」の実施状況を確認するために行う報告徴収又は立入検査(以下「報告徴収等」という。)の実施に係る基本的な方針である。
- (2) 報告徴収等の実施に当たり、当面は、安全管理規程に関する基本的な理解及び実際の実施状況の確認、安全管理規程の更なる改善等に向けた助言を中心に実施する。

2. 実施方針

- (1) 法施行後、当面は、運輸事業者自ら作成した安全方針等に従った安全管理体制の運用がなされているか、経営管理部門における安全方針等に関する理解及び関与の度合いは十分か、過去に行政処分又は行政指導を受けている運輸事業者における当該行政処分等を踏まえた安全方針等の作成及び実施がなされているか、について重点的に確認し、更なる改善等に向けた助言を行う。
- (2) 予め、本方針に沿って作成した実施指針に基づき、経営幹部への面談調査を中心に保安監査実施部局と連携して実施する。その際、保安監査との連携を通じ、当該運輸事業者の安全への取組について、総合的な把握及び分析に努める。
- (3) 実施方法等について継続的な見直し及び改善を行うとともに、運輸審議会に実施方法等の見直し及び改善の状況の報告を行う等する。
- (4) 報告徴収等の所見については、当該運輸事業者に対する説明等の措置を行うとともに、その概要を取りまとめて運輸審議会に定期的に報告し、ホームページ等で公表する。
- (5) 上記(1)～(4)に従い、年間90から120事業者程度を目安として計画的に実施する。なお、当面は、鉄道分野及び航空分野を重点的に行う。

3. その他

- (1) 本方針は、平成18年10月1日より適用する。
- (2) 本方針は、国土交通大臣が行う報告徴収等について適用する。
- (3) 緊急に対応が必要と認められる事態が発生した場合には、適時適切に報告徴収等を実施する。

運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン

～ 輸送の安全性の更なる向上に向けて～

(案)

目 次

はじめに	1
改訂に当たって	2
1. ガイドラインの位置付け	3
2. 安全管理体制の構築・改善の意義と目的	3
3. ガイドラインの適用範囲	4
4. 用語の定義	4
5. 運輸事業者における安全管理の取組	5
(1) 経営トップの責務	
(2) 安全方針	
(3) 安全重点施策	
(4) 安全統括管理者の責務	
(5) 要員の責任・権限	
(6) 情報伝達及びコミュニケーション	
(7) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用	
(8) 重大な事故等への対応	
(9) 関係法令等の遵守の確保	
(10) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等	
(11) 内部監査	
(12) マネジメントレビューと継続的改善	
(13) 文書の作成及び管理	
(14) 記録の作成及び維持	
おわりに	15
参考資料	16
・「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」	
の取組事例集	18
・鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方	26
・小規模海運事業者における安全管理の進め方	34

はじめに

安全は公共交通機関の最も基本的なサービスであり、公共交通機関に対する国民の信頼の根本を成すものである。

しかしながら、鉄道分野では、平成17年4月25日にはJR福知山線における死者107名負傷者562名という未曾有の大惨事や、有人踏切において列車接近中に遮断機を上昇させて通行者が亡くなるという事故等が発生した。また、同時期に、航空分野においても、我が国航空運送事業者における管制指示違反、不適切な整備の実施等々、数多くのトラブルが発生しており、さらに、自動車分野や海運分野においても様々な事故・トラブルが多発した。

これらの事象は、多くの場合において、共通する因子としてヒューマンエラーとの関連が指摘されており、なぜそのようなエラー・不注意を招いたのか、その背後関係を調べる事が重要であるため、国土交通省では「公共交通に係るヒューマンエラー事故防止対策検討委員会」を設置し、各交通モードを横断的に、ヒューマンエラー発生のメカニズムを検証し、平成17年8月に中間とりまとめが、平成18年3月に最終とりまとめが行われた。

これらの「とりまとめ」においては、運輸事業者（以下「事業者」という。）自らが経営トップから現場まで一丸となり安全管理体制を構築することと、その安全管理体制の実施状況を国が確認する「運輸安全マネジメント評価」の仕組みを導入することなど、新たな具体的な方向性が示された。

国土交通省においては、この新たな方向性を踏まえて、事業者の安全管理体制の構築のための関係法令を改正し、平成18年10月から運輸安全マネジメント制度を導入し、運輸安全マネジメント評価を実施している。

また、事業者が構築した安全管理体制を記載する安全管理規程に係るガイドライン等の検討を行うため、平成17年12月に、学識経験者、関係事業者等から構成する「運輸安全マネジメント態勢構築に係るガイドライン等検討会」を設置し、各交通モード共通に、安全管理規程の記載事項について、4回にわたり議論を行い、平成18年4月に「安全管理規程に係るガイドライン」をとりまとめた。

なお、「安全管理規程に係るガイドライン」は、運輸安全マネジメント制度導入に当たって、主として、各事業法の規定に基づき事業者が作成する安全管理規程に記載する項目と、その考え方を示し、さらに、各交通モードの担当局において、各項目における具体的な取組の深度等、各交通モードの業態に応じた具体的な検討を進め、各事業法の関係省令、通達等の制定を行うことを位置付けとしてとりまとめた。

改訂に当たって

今般、国土交通省では、平成18年10月以降、これまで実施した運輸安全マネジメント評価や運輸安全マネジメント制度に関する各種調査研究で得た、事業者における安全管理体制の構築・改善の状況や知見を踏まえ、「安全管理規程に係るガイドライン」の見直し・改善を行うため、平成21年1月から運輸審議会運輸安全確保部会において、事業者における安全管理体制の構築・改善の取組のあり方等について、2回にわたり議論を行い、平成22年2月に本ガイドラインをとりまとめた。

本改訂に当たっては、事業者が安全管理体制を構築・改善するにあたり、その効果を実効性あるものとするため、次に掲げる考え方を踏まえ改訂した。

運輸安全マネジメント制度導入以降、各事業者では、関係事業法等に基づき安全管理規程が作成され、同規程に基づき、各種取組が運用されている状況にある。このため、本改訂に当たっては、主として、事業者における安全管理体制の構築・改善に係る取組のねらいとその進め方の参考例を示すことを本ガイドラインの位置付けとし、標題を「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～」に改める。

取組を行う主体（主語）を明確にするとともに、一般的に判りにくいマネジメントシステムの用語や表現を極力排除し、より簡明な内容とする。

ガイドラインの各項目に示す個々の取組自体についても、それぞれPDCAサイクルを機能させること（特にCとAを行うこと）を明記する。

取組途上の事業者が比較的多い、「安全重点施策」、「事故情報等の収集・活用」、「内部監査」等については、当該事業者にとって参考となるよう取組手順を比較的详细に追記する。

事業者の自主性が最大限発揮できるようなものとする。

文書化、記録化の新たな義務付けは必要最小限とし、事業者が現有している文書等を可能な限り活用できるものとする。

事業者が、その事業形態、事業規模等に相応しい取組ができるよう、本ガイドライン付属書として、これまでの運輸安全マネジメント評価等で把握した具体的な取組事例集を添付する。

小規模事業者における安全管理体制の構築・改善の実情等を踏まえ、本ガイドライン付属書として、平成21年6月に公表した「鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方」及び「小規模海運事業者における安全管理の進め方」を添付する。

1. ガイドラインの位置付け

(1) 本ガイドラインは、事業者における安全管理体制の構築・改善に係る取組のねらいとその進め方の参考例を示すものであり、事業者においては、必要に応じて、本ガイドラインを参考に、安全管理体制の構築・改善に向けた取組を進めることが期待される。

なお、「事業者自らが自主的かつ積極的な輸送の安全の取組を推進し、輸送の安全性を向上させる」という運輸安全マネジメント制度の趣旨に鑑み、事業者が本ガイドラインに示す取組以外の進め方で輸送の安全の取組を行うことを否定するものではない。

(2) 国土交通省では、事業者に対する運輸安全マネジメント評価を実施するに当たっては、本ガイドラインを活用する。

2. 安全管理体制の構築・改善の意義と目的

事業者における輸送の安全の確保の取組を活性化させ、より効果的なものとするためには、経営トップが主体的かつ積極的に関与し、強いリーダーシップを発揮することが極めて重要であり、以下の事項を明示し、これらをベースとし、安全管理体制の構築・改善を図ることが必要である。

安全方針の策定とその周知徹底

安全方針に沿った安全重点施策の策定とその推進

社内の横断的・縦断的な輸送の安全の確保に係るコミュニケーションの確保

事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集と活用

安全管理体制に係る内部監査の実施

安全管理体制全般のマネジメントレビュー

上記の輸送の安全に関する一連の取組を適時、適切に推進するための、PDCAサイクル(計画の策定、実行、チェック、改善のサイクル(Plan Do Check Act))の仕組みの導入とその有効活用

また、安全管理体制を構築・改善する際には、事業者が運輸安全マネジメント制度の趣旨等を理解し信頼すること、安全管理体制に係る要員に適切な教育・訓練を行うこと、過剰な文書や記録の作成を排除すること、事業者の事業形態及び事業規模に相応しい取組を行えるような体制とすることが必要である。

このように、安全管理体制に組み込まれるPDCAサイクルが適切に機能することによ

る継続的な見直し・改善の取組の結果として、事業者内部に安全文化が構築され定着し、関係法令等の遵守と安全最優先の原則の徹底がされていくことが期待される。

本ガイドラインは、事業者における安全管理体制の構築・改善に係る取組のねらいとその進め方の参考例を示すことにより、次に掲げる事項の実現を図ることを目的とする。

- (1) 適切な安全管理体制の自律的・継続的な実現と見直し・改善
- (2) 関係法令等の遵守と安全最優先の原則の事業者内部の全要員への徹底及び実現のための不断の動機付け
- (3) 事業者内部における安全文化の構築・定着

3 . ガイドラインの適用範囲

- (1) 本ガイドラインは、事業者の経営管理部門が行う「当該事業の輸送の安全を確保するための管理業務」（以下「管理業務」という。）に適用する。
- (2) 本ガイドラインの適用にあたって、事業者は、次に掲げる事項を明らかにする必要がある。
 - 経営管理部門の範囲
 - 経営管理部門が行う管理業務の実施対象となる範囲
 - 管理業務について、その一部を外部委託する場合は、当該外部委託した管理業務に適用される管理の方法とその取組内容

4 . 用語の定義

- (1) 安全管理体制：経営管理部門により、事業者内部で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、改善される体制
- (2) 経営トップ：事業者において、最高位で指揮し、管理する個人又はグループ
- (3) 現業実施部門：輸送の安全に係る運行、運航、整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門

- (4) 経営管理部門：現業実施部門を管理する責任・権限を持つ部門（経営トップ及び安全統括管理者を含む。）
- (5) 安全方針：経営トップが主体的に関与し、策定した、輸送の安全を確保するための事業者の全体的な意図及び方向性を示す基本的な方針
- (6) 安全重点施策：安全方針に沿って追求し、達成を目指すための輸送の安全の確保に関する目標とその目標達成のための具体的な取組計画
- (7) 安全統括管理者：関係法令により選任することとされている、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
- (8) コミュニケーション：情報を双方向又は多方向で伝え合う行為
- (9) マネジメントレビュー：経営トップが主体的に関与して、少なくとも年に1回、事業者全体の安全管理体制の構築・改善の状況を振り返り、総括し、それら安全管理体制が適切かつ有効に機能していることを評価し、必要に応じて見直し・改善を行う活動
- (10) 継続的改善：「マネジメントレビュー」、「内部監査」又は日常業務における活動等の結果から明らかになった安全管理体制上の課題等についてどのように改善するかを決め、是正措置又は予防措置を行う行為
- (11) 是正措置：明らかとなった課題等を是正する措置であって、再発を防止するために、その課題等の様態に見合った、原因を除去するための措置
- (12) 予防措置：潜在的な課題等の発生等を予防する措置であって、その課題等の様態に見合った潜在的な課題等の原因を除去する措置
- (13) 関係法令等：当該事業に係る輸送の安全に関する法令（関係法令）及び関係法令に沿って事業者が必要と判断し自ら定めた社内規則・ルール

5 . 運輸事業者に期待される安全管理の取組

(1) 経営トップの責務

1) 経営トップは、輸送の安全の確保のため、次に掲げる事項について、主体的に関与し、事業者組織全体の安全管理体制を構築し、適切に運営する。

関係法令等の遵守と安全最優先の原則を事業者内部へ徹底する。

安全方針を策定する。

安全統括管理者、その他経営管理部門で安全管理に従事する者（以下「安全統括管理者等」という。）に指示するなどして、安全重点施策を策定する。

安全統括管理者等に指示するなどして、重大な事故等への対応を実施する。

安全管理体制を構築・改善するために、かつ、輸送の安全を確保するために、安全統括管理者等に指示するなどして、必要な要員、情報、輸送施設等（車両、船舶、航空機及び施設をいう。）が使用できるようにする。

マネジメントレビューを実施する。

2) 上記のほか、経営トップは、リーダーシップを発揮し、安全統括管理者等に指示するなどして、(2) 以下に掲げる取組を構築・改善し、もって安全管理体制を適切に機能させる。

(2) 安全方針

1) 経営トップは、事業者の輸送の安全の確保に関する基本理念として、安全管理にかかわる事業者の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を策定する。

2) 安全方針には、輸送の安全の確保を的確に図るために、少なくとも次に掲げる事項の趣旨を盛り込むものとする。なお、各要員にその内容を理解させ、実践することができるよう、できるだけ簡明な内容とする。

安全最優先の原則

関係法令等の遵守

安全管理体制の継続的改善等の実施

3) 経営トップをはじめ経営管理部門は、安全方針の意義、内容等を、深く自覚するとともに、各要員に安全方針の内容を理解させ、その実践を促すため、経営トップの率先垂範により、あらゆる機会を捉え、事業者内部への周知を効果的に行う。

4) 事業者は、安全方針に関する各要員の理解度及び浸透度を定期的に把握する。

5) 経営トップは、安全方針について、上記の結果を踏まえ、必要に応じて見直し（現行の安全方針の変更の必要性の有無及び周知方法の見直しを含む。）を行う。

(3) 安全重点施策

- 1) 事業者は、安全方針に基づき、事業者が達成したい成果として、会社全体、各部門又は支社等において、輸送の安全の確保に関する目標（以下「目標」という。）を設定し、目標を達成するため、輸送の安全を確保するために必要な取組計画（以下「取組計画」という。）を作成する。
- 2) 事業者は、目標の設定及び取組計画の作成に当たっては、以下の点に留意する。
 - 目標年次を設定すること。
 - 可能な限り、数値目標等の具体的目標とし、外部の者も容易に確認しやすく、事後的にその達成状況を検証・評価できるものとする。
 - 事故やヒヤリ・ハットの発生状況、現場からの改善提案、内部監査の結果、マネジメントレビューの結果、保安監査の結果、運輸安全マネジメント評価の結果、利用者からの意見・要望などにより、輸送現場の安全に関する課題を具体的かつ詳細に把握し、それら課題の解決・改善に直結するものとする。
 - 取組計画実施に当たっての責任者、手段、実施期間・日程等を明らかにすること。例えば、現場要員に対する輸送の安全に関する教育の実施、安全性に配慮した施設・機器等の導入、安全に関する会議の開催、安全推進に係る行事等できるだけ具体的に記載すること。
 - 現場の声を汲み上げる等、現場の実態を踏まえた改善効果が高まるよう配慮すること。
 - 社員が理解しやすく、輸送の安全性の向上への熱意・モチベーションが高まるよう配慮すること。
 - 目標達成後においては、その達成状況を踏まえ、必要に応じて、より高い目標を新たに設定すること。
- 3) 事業者は、目標を達成すべく、取組計画に従い、輸送の安全に関する取組を着実に実施する。
- 4) 事業者は、安全重点施策について定期的に進捗・達成状況を把握するとともに、少なくとも1年毎に見直しを行う。

(4) 安全統括管理者の責務

経営トップは、経営トップのリーダーシップの発揮、安全管理体制の適切な運営、事業者内部への安全最優先意識の徹底を実効的とする観点から、安全統括管理者には、次に掲げる責任・権限を具体的に与える。

- 1) 安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持し、改善する。
- 2) 安全管理体制の課題又は問題点を的確に把握する立場として、以下の事項を経営トッ

ブに適時、適切に報告又は意見上申する。

- ・安全重点施策の進捗・達成状況
- ・情報伝達及びコミュニケーションの確保の状況
- ・事故等の発生状況
- ・是正措置及び予防措置の実施状況
- ・安全管理体制の実施状況及び改善の必要性の有無
- ・内部監査の結果
- ・現業管理部門等からの改善提案
- ・過去のマネジメントレビューの結果に対する対応状況
- ・外部からの安全に関する要望、苦情
- ・その他必要と判断した情報

3) 安全方針を事業者内部へ周知徹底する。

(5) 要員の責任・権限

- 1) 事業者は、安全管理体制を適切に構築・改善するために必要な要員の責任・権限を定め、事業者内部へ周知する。
- 2) 事業者は、「責任・権限」として、安全管理体制の運営上、必要な責任・権限の他、関係法令等で定められている責任・権限を、必要とされる要員に与える。

(6) 情報伝達及びコミュニケーションの確保

- 1) 事業者は、事業者内部に、以下のとおり、輸送の安全の確保に係る的確な情報伝達及びコミュニケーションを実現する。

経営管理部門から現場への情報伝達の仕組みを構築し、適切に運用する。

現場で顕在化している課題や潜在している課題等が、現場から経営管理部門に対して報告・上申される仕組みを構築し、適切に運用する。

関係する部門間の情報の流れの滞りや共有不足などに起因する輸送の安全の確保に関するトラブル等を防止するため、事業者内部において縦断的、横断的に輸送の安全の確保に必要な情報を共有する。

で現場から報告・上申があった情報について、必要な措置を検討・実施し、それら措置に対する効果の検証、見直しを行う仕組みを構築し、適切に運用する。

- 2) 事業者は、関係法令等に従い、事業者において輸送の安全を確保するために講じた措置、講じようとする措置等の輸送の安全にかかわる情報を外部に対して公表する。
- 3) 旅客運送を行う事業者においては、必要に応じて、利用者に対し、利用者の不適切な行動が輸送の安全の確保に影響を与えるおそれがあることを伝えるなどの安全啓発活動

を適時、適切に行う。

4) 事業者は、自社の管理実態等を踏まえ、必要に応じ、次に掲げるような措置を講じる。

輸送の安全の確保に関する情報のデータベース化とそれに対する容易なアクセス手段の確保

経営トップ等への目安箱等のヘルプラインの設置(1) に掲げるコミュニケーションとは別ルート(の確保)

(7) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集及び活用

1) 事業者は、輸送の安全を確保するため、事故やヒヤリ・ハットなど情報の定義及び収集手順を定め、それらの情報を収集する。収集した情報のうち、事業者が輸送の安全確保のため特に重要と定めた情報については、適時、適切に経営トップまで報告する。

2) 事業者は、輸送の安全を確保するため、以下の手順により1) で収集した情報の活用に取り組む。

1) で収集した情報を整理・分類する。

の分類、整理の結果、根本的な原因の分析を行う必要がある事象を抽出し、当該事象が発生した根本的な原因を究明するための多角的な分析を行い、当該原因を究明する。

または の結果を踏まえ、対策をたてるべき原因を絞り込む。

の結果を踏まえ、事故等の再発防止・未然防止のための対策を検討し、実施する。

で実施した対策の効果を把握し、必要に応じ、対策の見直しを行う。

必要に応じ、 で整理・分類した情報等を参考に、潜在的な危険(日常業務に潜在する輸送の安全に関する危険)を洗い出し、潜在的な危険が生じる可能性と事故につながる可能性、事故につながった場合の影響の大きさの評価を行い、対策を立てるべき潜在的な危険を選定する。

で選定した潜在的な危険から発生し得る事故の未然防止対策を検討し、実施するとともに、実施した当該対策の効果を把握し、必要に応じ、見直しを行う。

3) 事業者は、必要に応じ、1) 及び2) の取組の円滑かつ有効な実施に向けた業務環境の整備を図る。

4) 事業者は、事故等の再発防止・未然防止の観点から他の事業者や他のモードにおける事故等の事例を的確に活用する。

(注) 上記1) ~ 4) の取組の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方~事故の再発防止・予防に向けて~」等を参照願う。

(8) 重大な事故等への対応

- 1) 事業者は、事業者全体として対応しなければならないような程度・規模の重大な事故等（通常の事故等の対応措置では対処できない事故・災害等）が発生した場合に備え、（ 5 ）で定めた責任・権限を超えて適切かつ柔軟に必要な措置が講じることができるよう、その責任者を定め、事故等の応急措置及び復旧措置の実施、事故等の原因、被害等に関する調査及び分析等に係る責任・権限等必要な事項を明らかにした対応手順を定め、事業者内部へ周知する。
- 2) 1) の対応手順は、いたずらに複雑かつ緻密な手順とならないようにする。
- 3) 事業者は、重大な事故等の発生時には、事故等発生速報を関係する要員に伝達するとともに、適宜、事故等の内容、事故等の原因、再発防止策などを伝達し、全組織で迅速かつ的確な対応を図る。
- 4) 事業者は、1) の対応手順を実効的なものとするため、必要に応じ、事業者の事業規模、事業内容に応じた想定シナリオを作成し、定期的に全社的な重大事故等対応訓練（情報伝達訓練や机上シミュレーションを含む。）を行う。
- 5) 事業者は、必要に応じ、4) の訓練や過去対応した事故対応経験における反省点、課題等を取りまとめ、1) の対応手順、事故対応のための組織・人員体制、事故対応設備・資料機材等の見直し・改善を図る。

(9) 関係法令等の遵守の確保

事業者は、次に掲げるような輸送の安全を確保する上で必要な事項に関し、関係法令等の規定を遵守する。安全統括管理者等は、各部門や各要員におけるそれらの遵守状況を定期的に確認する。

- 輸送に従事する要員の確保
- 輸送施設の確保及び作業環境の整備
- 安全な輸送サービスの実施及びその監視
- 事故等への対応
- 事故等の是正措置及び予防措置

(10) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等

- 1) 事業者は、安全管理体制の構築・改善の取組に直接従事する要員、即ち、経営トップ、安全統括管理者等、各部門の安全管理に従事する責任者及びその補助者等並びに安全管理体制に係る内部監査を担当する者に対して、運輸安全マネジメント制度の趣旨等の理解を深めるため、次に掲げる事項に関し必要な教育・訓練を計画的に実施し、その効果を把握し、必要に応じ、当該教育・訓練の内容等の見直し・改善を図る。

本ガイドラインの内容（運輸安全マネジメント制度の趣旨・ねらい、安全管理体制におけるPDCAサイクルの概念等を含む。）

安全管理規程の記載内容

関係法令等

- 2) 1)の教育・訓練の内容は、安全管理体制の構築・改善の取組に必要とされるもので、要員が理解しやすい具体的なものとする。
- 3)事業者は、現場要員の必要な能力の習得及び獲得した技能の維持のための教育・訓練・研修を計画的に実施し、その有効性、効果を把握し、必要に応じ、当該教育・訓練の内容等の見直し・改善を図る。
- 4)事業者は、「事故」体験を共有する取組を行う。

(11) 内部監査

- 1)事業者は、安全管理体制の構築・改善の取組に関する次の事項を確認するために内部監査を実施する。なお、内部監査の範囲は、安全管理体制全般とし、経営トップ、安全統括管理者等及び必要に応じ現業実施部門に対して行う。また、事業者は、必要に応じ、社外の人材を活用し、内部監査を実施することができる。

安全管理体制の構築・改善の取組が、安全管理規程に適合しているか、本ガイドラインの記載内容に適合しているか、及び事業者が決めた安全管理体制に関する規程・手順に適合しているか。

安全管理体制が適切に運営され、有効に機能しているか。

- 2)内部監査の一般的な手順等は、以下のとおりである。

事業者は、監査対象となる取組状況、過去の監査結果等を考慮して、監査方針、重点確認事項等を含めた監査計画を策定する。

事業者は、監査の範囲、頻度及び方法を定めて、経営トップ及び安全統括管理者等に対しては、少なくとも1年毎に内部監査を実施する。さらに、重大事故等が発生した際は適宜必要な内部監査を実施する。

事業者は、内部監査の実施に当たっては、内部監査を受ける部門の業務に従事していない者が監査を実施するなど、監査の客観性を確保する。

事業者は、内部監査を効果的に実施するため、内部監査を担当する者（以下「内部監査要員」という。）には、内部監査の方法等について、必要な教育・訓練を実施する。

被監査部門の責任者は、監査での問題点の原因を遅滞なく除去するために、必要な是正措置・予防措置を実施する。

事業者は、取られた措置内容の検証を行い、検証内容をマネジメントレビューで報

告する。

3) 内部監査の実施に当たっては、必要に応じ、経営トップ等がその重要性を事業者内部へ周知徹底する等の支援を行う。

4) 事業者は、安全管理体制の構築・改善のために有効な内部監査の取組を推進するため、内部監査の取組状況や内部監査要員の力量を定期的に把握・検証し、内部監査の方法や内部監査要員に対する教育・訓練などの見直し・改善を図る。

(注) 安全管理体制に係る内部監査の取組の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「安全管理体制に係る内部監査の理解を深めるために」を参照願う。

(12) マネジメントレビューと継続的改善

1) マネジメントレビュー

経営トップは、事業者の安全管理体制が適切に運営され、有効に機能していることを確認するために、安全管理体制の機能全般に関し、少なくとも1年毎にマネジメントレビューを行う。さらに、重大事故等が発生した際は適宜実施する。

経営トップは、マネジメントレビューの際に、例えば以下に示す安全管理体制に関する情報を確認し、安全管理体制の改善の必要性と実施時期、必要となる資源等について検討を行う。

- ・ 社員の安全方針の浸透・定着の状況
- ・ 安全重点施策の進捗・達成状況
- ・ 情報伝達及びコミュニケーションの確保の状況
- ・ 事故等の発生状況
- ・ 是正措置及び予防措置の実施状況
- ・ 安全管理体制の実施状況及び改善の必要性の有無
- ・ 内部監査の結果
- ・ 改善提案
- ・ 過去のマネジメントレビューの結果に対する対応状況
- ・ 外部からの安全に関する要望、苦情
- ・ 国の保安監査や運輸安全マネジメント評価の結果
- ・ その他必要と判断した情報 など

マネジメントレビューの具体的な実施体制、方法は、事業者の安全管理の実態に合ったものとする。

経営トップは、マネジメントレビューの結果として、例えば以下に示す事項を決定する。

・今後の安全管理体制の構築・改善に関する取組目標と計画（次年度の安全重点施策を含む。）

- ・輸送の安全に関する取組の手順・方法の見直し・改善
- ・輸送の安全に関する組織・人員体制の見直し・改善
- ・輸送の安全に関する投資計画の見直し・改善 など

2) 継続的改善（是正措置及び予防措置）

事業者は、日々の輸送活動で発生する輸送の安全に関するトラブルや不具合に対する確に対処するため、輸送の安全に関する明らかとなった課題等については、その原因を除去するための是正措置を、また、輸送の安全に係る潜在的課題については、その原因を除去するための予防措置を適時、適切に講じる。是正措置及び予防措置を実施する際には、以下に定める手順で行う。

明らかとなった課題等及び潜在的課題等の内容確認

課題等の原因の特定

是正措置及び予防措置を実施する必要性の検討

必要となる是正措置及び予防措置の検討及び実施

実施した是正措置及び予防措置の事後の有効性の評価

（注）マネジメントレビュー及び継続的改善の取組の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「安全管理体制に係る「マネジメントレビューと継続的改善」の理解を深めるために」を参照願う。

（13）文書の作成及び管理

1) 事業者は、安全管理体制を構築・改善するために、次に掲げる事業規模等に合った文書を作成し、適切に管理する。

安全管理体制を構築・改善する上で、基本となる必要な手順を規定した文書

（ア）文書管理手順：文書の承認、発行、改訂等を定めた文書

（イ）記録管理手順：記録の分類、保管、廃棄等を定めた文書

（ウ）事故情報等管理手順：事故情報等の収集及び活用の手順を定めた文書（(7)関係）

（エ）重大事故等対応手順：重大な事故等の対応の手順を定めた文書（(8)関係）

（オ）内部監査手順：内部監査の手順を定めた文書（(11)関係）

（カ）是正及び予防に関する手順：是正措置及び予防措置を決定するための手順を定めた文書（(12)2） 関係）

関係法令等により作成を義務付けられている文書

その他安全管理体制を構築・改善する上で、事業者が必要と判断した文書

なお、適切な文書化を行うことのねらいは、以下のとおりである。

安全管理体制の運営上必要な業務内容が明らかとなる。

その内容が必要とされる要員に理解されることとなる。

により、必要な手順が確実な再現性を伴って実施される。

当該業務に関し、内外の評価が容易となる。

- 2) 文書は、文書の様式、書式、形態（電子媒体を含む。）等を含め、文書化すべき文書の範囲、程度、詳細さは、事業者が1)の文書化のねらいを踏まえ実効性のある文書管理を行うために適切と判断したものとする。過剰、複雑な文書化は、却って文書管理の効率を損なうこととなることから、既存文書をできる限り活用し、過剰に文書を作成しないよう留意し、また、必要に応じ、フローチャート、図、表等を活用する等文書内容を簡明化する。

(14) 記録の作成及び維持

- 1) 事業者は、安全管理体制の運用結果を記録に残すために、次に掲げる記録を作成し適切に維持する。

安全管理体制を構築・改善する上で、基本となる記録

(ア) 安全統括管理者から経営トップへの報告内容に関する記録((4)2)関係)

(イ) 事故情報等の収集及び活用内容に関する記録((7)関係)

(ウ) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練に関する記録((10)関係)

(エ) 内部監査の実施に関する記録((11)関係)

(オ) マネジメントレビューに関する記録((12)1)関係)

(カ) 是正措置及び予防措置に関する記録((12)2)関係)

関係法令等により作成を義務付けられている記録

その他安全管理体制を構築・改善する上で、事業者が必要と判断した記録

なお、適切な記録を行うことのねらいは、以下のとおりである。

安全管理体制の実施結果が明確になり、内外に達成状況を示すことができる。

により、その実施結果の評価や「継続的改善等」が可能となる。

データとして蓄積され、業務の一層の効率化が図られる。

- 2) 記録は、記録の様式、書式、形態（電子媒体を含む。）等を含め、作成・維持すべき記録の範囲、程度、詳細さは、事業者が1)の記録を行うことのねらいを踏まえ、事業者が実効性のある記録管理を行うために適切と判断したものとする。さらに、過剰、複雑な記録化は、却って記録管理の効率を損なうこととなるから既存の記録をできる限り活用し、過剰に記録を作成しないよう留意し、また、記録は読みやすく、容易に識別かつ検索可能なものとする。

おわりに

最後に、平成18年に関係法令が改正されて以来、事業者においては、運輸安全マネジメント制度のコンセプトの理解とそれへの信頼が徐々に深まっており、安全管理体制の構築・改善に向けた積極的な取組が着実に進められている。今後も、国土交通省では、本制度の一層の浸透・定着、ひいては、運輸業界全体の輸送の安全性の更なる向上に向け、関係団体等との連携を密にし、運輸安全マネジメント評価をはじめ本制度に係る各種施策を強力に推進することとしている。

参 考 资 料

**「運輸事業における安全管理の進め方に関するガイドライン」の
取組事例集**

平成22年2月
国土交通省大臣官房運輸安全監理官

はじめに

本事例集は、運輸事業者における輸送の安全性の更なる向上に向け、これまでの運輸安全マネジメント評価等で確認した安全管理体制の構築・改善に関する取組の具体例を取りまとめたものです。

運輸事業者の皆様におかれましては、自社の安全管理体制の構築・改善の取組の充実・強化を図るため、本事例集に記載する各種取組事例を参考情報として適宜活用いただければと考えております。

(1) 経営トップの輸送の安全に関する責務遂行の取組例

経営トップは事業に係わる法令・規則を遵守することや人命を守ることの重要性を会議、訓辞等を通じて社員に繰り返し話をする

経営トップ自らが安全方針を作成する、または、部下が作成した安全方針の案について、経営トップ自身の考えと合致しているか、盛り込みたい考えの有無を確認し、承認・決定する

経営トップは全社または組織毎に安全重点施策を作成されているか、同施策が安全方針や方向性に合致し、輸送の安全性を維持・向上させるために適切であるかを確認し、事業者内に同施策が展開・推進されている状況を把握する

経営トップは社員に対し自社で発生するおそれのある重大事故に対する対応措置の見直しや当該重大事故を想定した全社的な対応訓練の実施を指示したり、当該訓練時に自ら参画する

経営トップは安全に係わる設備整備や組織体制の見直し強化を指示する

経営トップが、主体的に関与し、定期的にマネジメントレビューを実施し、今後の取組指針の表明、改善の指示などを行う など

(2) 安全方針の社内周知の取組例

安全方針の各事務所等への掲示

安全方針等を記載した社員手帳・携帯カードの社員配付

安全方針の社内報や社内イントラへの掲載

現場巡回、年始会、入社式等での安全方針等に関する社長訓示

点呼・各種会議での安全方針の唱和の励行

社内教育での安全方針に関する周知・指導 など

(3) 安全方針に対する社員の理解度や実践状況の把握の取組例

安全意識アンケート調査・安全文化評価の実施

安全教育後の安全方針等に関する理解度試験

社員に対する面談調査

内部監査でのチェック

小集団グループ活動による活動結果安全報告会

現場巡回、添乗指導、路上パトロール時の社員の安全方針に係る実践状況のチェック など

(4) 輸送の安全の目標・指標の項目例

事故・トラブルゼロ達成・維持

事故・トラブル減少件数・減少率(×件減少、×%削減)

営業所毎、無事故継続 日

輸送の安全に関する設備・機器の整備目標・率

安全教育・訓練実施回数・受講員数

教育訓練手順を見直しの目標(いつまでに、こういったものを作成し、活用できること)

輸送の安全に関する表彰件数

輸送の安全に関する改善提案件数・同提案処理件数

輸送の安全に関する小集団活動目標(こういった小集団活動を実施し、年度内に成果を出すこと) など

(5) 輸送の安全の目標・計画の進捗・達成状況の把握・見直しの取組例

定期的（毎月・毎四半期・半期などに1回）に各部門の安全目標の達成状況や取組計画の進捗状況を報告させ、本社の安全担当部署で取りまとめ、経営トップや安全統括管理者に報告

定量的に把握できない目標（例えば、基本動作の遵守・徹底など）は、現場巡回や内部監査などで当該目標の履行状況をチェック

年1回（年度末又は年度当初）、各部門の安全目標の達成状況や取組計画の進捗状況を総括・報告させ、本社の安全担当部署で取りまとめ、経営トップや安全統括管理者に報告（取締役会、経営会議のほか、会社全体の安全に関する会議体で報告・審議するケースもあり）

進捗状況を毎月把握し、2ヵ月毎に安全部会にて、取組目標などをレビューし、活動の有効性、目標の妥当性を検証し、必要に応じ年度途中での見直しの実施 など

(6) 現場からの輸送の安全に関する情報を吸い上げる取組例

経営陣による現場巡回での現場要員からの意見聴取

経営陣と現場要員との個別面談、直接の意見交換会の活用

小集団活動の活用

業務改善提案制度の活用

業務改善提案発表会・表彰式の開催

社内イントラや各事務所への目安箱・意見箱の設置とその活用

ベテラン社員による現場巡回での現場の意見要望等の聴取と社長等への直接結果報告 など

(7) 社内横断的な輸送の安全に関するコミュニケーションの取組例

経営会議、取締役会議等の既存の会議体の活用

安全に特化した会議体（例えば、安全推進委員会、安全マネジメント委員会など）の創設とその運用

安全に関する各種教育・研修

社内での安全シンポジウム・セミナーの開催

全社集会、年始会、入社式などでの周知

安全に関する情報を社報等に掲載・配付

社内イントラの活用 など

(8) 経営管理部門に対する運輸安全マネジメント制度のコンセプトの理解を深めるための取組例

対象者にコンセプトを理解してもらう教育を実施する目的を策定

目的に沿った各種教育内容の検討と計画の立案

目標の設定、展開、評価方法を理解する研修

再発防止策実施方法に関する研修

安全運行に係る取組の状況、達成状況及びその検証・評価等についての説明会形式の研修

新任管理者、社員に対する安全教育に運輸安全マネジメント制度に関するカリキュラムを追加

要員のモチベーションを向上させる研修

社内イントラを用いた安全自主学習（Eラーニング）の導入

外部主催の運輸安全シンポジウム・セミナーなどの定期参加と当該シンポジウム等で入手した資料等の社内周知や同資料に基づく社内での勉強会の実施

自社での安全シンポジウム・セミナーなどの定期開催

経営トップ以下経営管理部門が、年1回、ISO講師によるマネジメント教育を受講 など

(9) 教育・訓練の効果・有効性の把握、検討等の取組例

教育・訓練実施後、参加者にアンケートを実施し、当該教育・訓練自体の課題等を抽出し、カリキュラムの見直し実施

教育・訓練実施後、参加者に実技・筆記試験等を実施、効果等を把握

教育・訓練実施後、参加者の実践状況を現場巡回、内部監査等で把握

教育・訓練実施後、参加者の上司が参加者の実践状況を把握

添乗指導、第三者モニタリング制度で実施状況、効果等を把握 など

(10) 「事故」体験の共有のための取組例

豊富な経験を有するベテラン職員を語り部として活用

過去の事故の展示施設を設置し、社員教育に活用

過去の事故映像・事例概要パネルを日頃、社員の目につく場所に掲示

事件事例集を作成し、社員教育に活用

ドライブレコーダーの事故等発生時の映像を社員教育に活用

他社で発生した事故が自社で発生した場合を想定し、対応を検討

小集団活動で事故体験者から経験談を説明、対応検討の実施 など

以上

鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方
～事故・トラブルの防止に向けて～

平成21年6月

国土交通省大臣官房

運輸安全監理官

はじめに

国土交通省では、運輸事業者自らが経営者から現場まで一丸となった安全管理の取組を行い、輸送の安全の向上をはかることをねらいとした「運輸安全マネジメント制度」を平成18年10月から導入しています。

この「運輸安全マネジメント制度」において、国土交通省では、運輸事業者自らが安全管理体制の構築・改善に向けた取組を進める際の参考として考え方などを定めた「安全管理規程に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)を平成18年5月に作成し、ガイドラインをもとに運輸事業者の安全管理の取組状況をチェックする「運輸安全マネジメント評価」を実施しています。

このたび、無軌条電車事業者・鋼索鉄道事業者・索道事業者の皆様が、より効果的に安全管理に取り組みことができるよう、本冊子「鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方」を作成しましたので、今後、無軌条電車事業者・鋼索鉄道事業者・索道事業者の皆様が、安全管理の取組を進めるにあたって、ガイドラインに代えて、本冊子に記載する内容をもとに取り組みることが可能となります。

1. 代表者（経営者）の役割

輸送の安全は、運輸事業者の最も基本的なサービスである。

このため、代表者（経営者）は、自らが輸送の安全の最高責任者として、以下のとおり、安全管理の体制を整え、安全管理の取組計画を作るとともに、社員を指揮・指導して、その役割を果たす。

- (1) 会社の輸送の安全に関する基本的な考え方（安全第一、法令遵守など）を記載した安全方針を作り、社内に周知徹底する。
安全方針には、法令や社内規則を守ることや輸送の安全が第一であることを明記する。
- (2) 安全方針を実現するため、年に1回、具体的な安全目標を決め、その目標達成に向け安全運行に努める。
安全目標は、その達成状況を把握することができるよう、可能な限り、「事故ゼロ」など数値的なものとする。
- (3) 重大な事故等が発生した場合の対応方法をあらかじめ決める。
- (4) 輸送の安全に必要な人員や設備等を確保・整備する。
- (5) 安全管理の取組状況を年に1回は点検し、問題があれば改善する。
- (6) 安全統括管理者を選任し、次の事項を行わせる。

安全方針の社内周知を行うこと。

安全目標を作成し、社員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組を積極的に行うこと。

代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に適時、適切に報告すること。

会社の人員規模に応じた安全管理の取組体制を決め、各自の役割を定め、社内に周知する。

安全管理の取組状況を年に1回は点検し、その結果を代表者（経営者）に適時、適切に報告すること。

2. 安全管理の実施

代表者（経営者）、安全統括管理者、その他輸送の安全にかかわる社員は一人丸となって、輸送の安全に向け、以下のとおり、安全管理の取組を実施する。

（1）輸送の安全に関する情報の伝達

代表者（経営者）又は安全統括管理者は、輸送の安全に関する情報が適時、適切に社内に伝わるようにするとともに、現場の声を適時、適切に把握する。

（2）法令等の遵守

社員は、輸送の安全に必要な関係法令、通達及び社内規則を遵守するとともに、代表者（経営者）又は安全統括管理者は、それらの状況を定期的に確認する。

（3）輸送の安全に必要な手順・規則

安全統括管理者は、社員に指示するなどして、輸送の安全に必要な手順・規則を作成し、社内に周知する。

（4）教育・訓練

代表者（経営者）又は安全統括管理者は、輸送の安全にかかわる者に対し教育・訓練を定期的実施する。教育・訓練の実施にあたっては、外部が主催する運輸安全マネジメント制度に関する講習会等を活用するなどして、適切に実施し、それら実施状況を記録し、保管する。

（5）事故等の対応

社員は、事故が発生した場合は、代表者（経営者）及び安全統括管理者にその情報を適時、適切に報告する。

安全統括管理者は、上記で報告を受けた事故について、再発防止策を検討・実施する。

安全統括管理者は、必要に応じて、現場からのヒヤリ・ハット情報

(事故にはならなかったが、「ヒヤッと」した、「ハッと」したできごと)を集め、事故防止のために適切な対応策を講じる。

安全統括管理者は、他の事業者の事故事例などを積極的に集め、自社の事故防止に活用する。

代表者(経営者)は、重大な事故等が発生した場合の対応方法をあらかじめ決め、自ら又は安全統括管理者に指示するなどして、社内に周知する。

安全統括管理者は、社員に指示するなどして、上記 から の実施状況を記録し、保管する。

3 . 安全管理の取組状況の点検と改善

輸送の安全に向け、定期的に安全管理の取組状況を点検し、把握した問題点を改善することが重要であり、代表者(経営者)及び安全統括管理者は、以下の取組を行う。

- (1) 安全統括管理者は、少なくとも年に1回、安全目標の達成状況や安全管理の取組状況を別添の「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を活用するなどして、点検し、その結果を代表者(経営者)に報告する。
- (2) 代表者(経営者)は、上記(1)の点検の結果、問題があることが判った場合には、必要な改善を行う。
- (3) 安全統括管理者は、社員に指示するなどして、上記(1)及び(2)の実施状況を記録し、保管する。

無軌条電車・鋼索鉄道・索道事業者用
「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」の例

() 安全統括管理者は、以下のチェックリストを活用し、年に1回は自社の運輸事業の安全の取組状況を定期的に確認しましょう。また、チェックリストは記録・保管し、次回のチェックの際、昨年との比較を行いましょう。

			点検日	年	月	日
	自己点検チェックポイント	判定	特記事項			
1	代表者（経営者）は、法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っているか					
2	代表者（経営者）は、安全方針を周知徹底しているか					
3	代表者（経営者）又は安全統括管理者は、安全方針を実現するため、1年ごとに安全目標を作っているか					
4	安全運行に努め、安全目標を達成したか					
5	代表者（経営者）は、重大事故が発生した場合の対応方法を決めているか					
6	代表者（経営者）は、安全に必要な設備の更新・整備や人員の配置などを行っているか					
7	安全統括管理者は、安全方針を社内周知しているか					
8	安全統括管理者は、その職務を把握し、社員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組を積極的に行っているか					
9	安全統括管理者は、代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に報告しているか					
10	安全統括管理者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割を明確に定めているか					
11	安全統括管理者は、安全管理の実施体制にお					

	ける各自の責任・役割は周知しているか		
12	社内において、輸送の安全に関する定期的な話し合いを行っているか		
13	代表者（経営者）は、社員と直接話す機会を作り、安全に関する指示・指導をしたり、社員から意見・要望を聴いたりしているか		
14	旅客から輸送の安全に関する意見・要望を収集しているか		
15	関係法令や社内規則を遵守して、安全運行・施設保守をしているか		
16	安全管理規程、実施細則等が適切に管理されているか（必要な部署への配付・保管、改廃手続きの適切な実施と表示）		
17	安全運行・施設保守に必要な教育・訓練を定期的実施しているか		
18	代表者（経営者）や安全統括管理者等は、外部が主催する運輸安全マネジメントに関する研修等に参加しているか（社内教育の受講も含む）		
19	上記 17 及び 18 の教育・訓練等の実施状況を記録しているか		
20	事故が発生した場合、代表者（経営者）まで事故の情報が現場から報告されるようになっているか		
21	発生した事故の再発防止策を考え、実行しているか		
22	ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活用しているか		
23	他社の事故事例などを集め、自社の事故防止に活用しているか		
24	緊急通報・連絡先を少なくとも1年ごとに見直し、電話番号等に変更がないかどうか確認をしているか		

25	上記 20～24 の実施状況を記録しているか		
26	代表者（経営者）は、少なくとも年に 1 回は安全の確保に向けた取組状況（安全目標、安全目標達成に向けた取組、安全管理の取組体制、情報の伝達体制、事故防止策、教育・訓練等）を点検し、問題があれば改善しているか		
27	上記 26 の実施状況を記録しているか		

実施している場合は『判定』欄に ○、実施していない場合は×を記入すること。

『特記事項』欄には、自社で行っている取組の概要や取組が困難な理由・問題、前回のチェック時から改善した点などを記入すること。

安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況		
判明した問題	実施日	解決のため対応した状況

年 月 日

署名：（代表者又は安全統括管理者）

小規模海運事業者における安全管理の進め方
～ 事故・トラブルの防止に向けて～

平成21年6月

国土交通省大臣官房

運輸安全監理官

はじめに

国土交通省では、運輸事業者自らが経営者から現場まで一丸となった安全管理の取組を行い、輸送の安全の向上をはかることをねらいとした「運輸安全マネジメント制度」を平成18年10月から導入しています。

この「運輸安全マネジメント制度」において、国土交通省では、運輸事業者自らが安全管理体制の構築・改善に向けた取組を進める際の参考として考え方などを定めた「安全管理規程に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)を平成18年5月に作成し、ガイドラインをもとに運輸事業者の安全管理の取組状況をチェックする「運輸安全マネジメント評価」を実施しています。

このたび、次の小規模海運事業者の皆様が、より効果的に安全管理に取り組むことができるよう、本冊子「小規模海運事業者における安全管理の進め方」を作成しましたので、今後、次の小規模海運事業者の皆様が、安全管理の取組を進めるにあたって、ガイドラインに代えて、本冊子に記載する内容をもとに取り組むことが可能となります。

旅客事業者

海運事業に係る陸員(常勤役員を含む。)の人数が常時10名未満の許可事業者(一定の輸送量*をもつ事業者を除く。)

特定旅客定期航路事業者(他の許可事業との兼業を除く。)

届出事業者(外航旅客航路事業者を除く。)

*一定の輸送量：年間輸送人員10万人以上または輸送人キロ200万人キロ以上

内航運送事業者

海運事業に係る陸員(常勤役員を含む。)の人数が常時5名未満の事業者

1. 代表者(経営者)の役割

輸送の安全は、運輸事業者の最も基本的なサービスである。

このため、代表者(経営者)は、自らが輸送の安全の最高責任者として、以下のとおり、安全管理の体制を整え、安全管理の取組計画を作るとともに、社員を指揮・指導して、その役割を果たす。

(1) 会社の輸送の安全に関する基本的な考え方(安全第一、法令遵守など)

を記載した安全方針を作り、社内に周知徹底する。

安全方針には、法令や社内規則を守ることや輸送の安全が第一であることを明記する。

- (2) 安全方針を実現するため、年に1回、具体的な安全重点施策(安全目標)を決め、その目標達成に向け安全運航に努める。

安全重点施策(安全目標)は、その達成状況を把握することができるよう、可能な限り、「事故ゼロ」など数値的なものとする。

- (3) 重大な事故等が発生した場合の対応方法をあらかじめ決める。
- (4) 輸送の安全に必要な人員や設備等を確保・整備する。
- (5) 安全管理の取組状況を年に1回は点検し、問題があれば改善する。
- (6) 安全統括管理者を選任し、次の事項を行わせる。

安全方針の社内周知を行うこと。

安全重点施策(安全目標)を作成し、社員を指揮・指導し、安全重点施策(安全目標)の達成に向けた取組を積極的に行うこと。

代表者(経営者)との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者(経営者)に適時、適切に報告すること。

会社の人員規模に応じた安全管理の取組体制を決め、各自の役割を定め、社内に周知する。

安全管理の取組状況を年に1回は点検し、その結果を代表者(経営者)に適時、適切に報告すること。

2. 安全管理の実施

代表者(経営者)、安全統括管理者、その他輸送の安全にかかわる社員は一人丸となって、輸送の安全に向け、以下のとおり、安全管理の取組を実施する。

- (1) 輸送の安全に関する情報の伝達

代表者(経営者)又は安全統括管理者は、輸送の安全に関する情報が適時、適切に社内に伝わるようにするとともに、現場の声を適時、適切に把握する。

- (2) 法令等の遵守

社員は、輸送の安全に必要な関係法令、通達及び社内規則を遵守するとともに、代表者(経営者)又は安全統括管理者は、それらの状況を定期的に確認する。

- (3) 輸送の安全に必要な手順・規則

安全統括管理者は、社員に指示するなどして、輸送の安全に必要な手順・規則を作成し、社内に周知する。

(4) 教育・訓練

代表者（経営者）又は安全統括管理者は、輸送の安全にかかわる者に対し教育・訓練を定期的実施する。教育・訓練の実施にあたっては、外部が主催する運輸安全マネジメント制度に関する講習会等を活用するなどして、適切に実施し、それら実施状況を記録し、保管する。

(5) 事故等の対応

社員は、事故が発生した場合は、代表者（経営者）及び安全統括管理者にその情報を適時、適切に報告する。

安全統括管理者は、上記で報告を受けた事故について、再発防止策を検討・実施する。

安全統括管理者は、必要に応じて、現場からのヒヤリ・ハット情報（事故にはならなかったが、「ヒヤッと」した、「ハッと」したできごと）を集め、事故防止のために適切な対応策を講じる。

安全統括管理者は、他の事業者の事件事例などを積極的に集め、自社の事故防止に活用する。

代表者（経営者）は、重大な事故等が発生した場合の対応方法をあらかじめ決め、自ら又は安全統括管理者に指示するなどして、社内に周知する。

安全統括管理者は、社員に指示するなどして、上記からの実施状況を記録し、保管する。

3. 安全管理の取組状況の点検と改善

輸送の安全に向け、定期的に安全管理の取組状況を点検し、把握した問題点を改善することが重要であり、代表者（経営者）及び安全統括管理者は、以下の取組を行う。

(1) 安全統括管理者は、少なくとも年に1回、安全重点施策（安全目標）の達成状況や安全管理の取組状況を別添1または別添2の「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を活用するなどして、点検し、その結果を代表者（経営者）に報告する。

(2) 代表者（経営者）は、上記(1)の点検の結果、問題があることが判った場合には、必要な改善を行う。

(3) 安全統括管理者は、社員に指示するなどして、上記(1)及び(2)の実施状況を記録し、保管する。

海運事業者用「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」の例

() 安全統括管理者は、以下のチェックリストを活用し、年に1回は自社の運輸事業の安全の取組状況を定期的に確認しましょう。また、チェックリストは記録・保管し、次のチェックの際、昨年との比較を行いましょ。

			点検日	年	月	日
	自己点検チェックポイント	判定	特記事項			
1	代表者（経営者）は、法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っているか					
2	代表者（経営者）は、安全方針を周知徹底しているか					
3	代表者（経営者）又は安全統括管理者は、安全方針を実現するため、1年ごとに安全重点施策（安全目標）を作っているか					
4	安全運航に努め、安全重点施策（安全目標）を達成したか					
5	代表者（経営者）は、重大事故が発生した場合の対応方法を決めているか					
6	代表者（経営者）は、安全に必要な設備の更新・整備や人員の配置などを行っているか					
7	安全統括管理者は、安全方針を社内周知しているか					
8	安全統括管理者は、その職務を把握し、社員・船員を指揮・指導し、安全重点施策（安全目標）の達成に向けた取組を積極的に行っているか					
9	安全統括管理者は、代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に報告しているか					
10	安全統括管理者は、安全管理の実施体制にお					

	ける各自の責任、役割を明確に定めているか		
11	安全統括管理者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割は周知しているか		
12	社内・船内において、輸送の安全に関する定期的な話し合いを行っているか		
13	代表者（経営者）は、社員や船員と直接話す機会を作り、安全に関する指示・指導をしたり、社員や船員から意見・要望を聴いたりしているか		
14	旅客から輸送の安全に関する意見・要望を収集しているか		
15	関係法令や社内規則を遵守して、安全運航しているか		
16	安全管理規程、作業手順等を適切に管理しているか		
17	輸送の安全に関わる者に対して必要な教育・訓練を定期的実施しているか		
18	代表者（経営者）や安全統括管理者等は、外部が主催する運輸安全マネジメントに関する研修等に参加しているか（社内教育の受講も含む）		
19	上記 17 及び 18 の教育・訓練等の実施状況を記録しているか		
20	事故が発生した場合、代表者（経営者）まで事故の情報が本船から報告されるようになっているか		
21	発生した事故の再発防止策を考え、実行しているか		
22	ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活用しているか		
23	他社の事故事例などを集め、自社の事故防止に活用しているか		
24	緊急通報・連絡先を少なくとも1年ごとに見		

	直し、電話番号等に変更がないかどうか確認をしているか		
25	上記 20～24 の実施状況を記録しているか		
26	代表者（経営者）は、少なくとも年に 1 回は安全の確保に向けた取組状況を点検し、問題があれば改善しているか		
27	上記 26 の実施状況を記録しているか		

実施している場合は『判定』欄に ○、実施していない場合は×を記入すること。

『特記事項』欄には、自社で行っている取組の概要や取組が困難な理由・問題、前回のチェック時から改善した点などを記入すること。

平成 年度事故・トラブルの発生状況			
発生日時	発生場所	事故・トラブルの概要	再発防止のため実施した措置の概要

安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況		
判明した問題	実施日	解決のため対応した状況

--	--	--

年 月 日

署名：(代表者又は安全統括管理者)

海運事業者用「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」の例
(従業員がいない個人経営の海運事業者用)

() 代表者(経営者)は、安全統括管理者として、以下のチェックリストを活用し、年に1回は自社の運輸事業の安全の取組状況を定期的に確認しましょう。また、チェックリストは記録・保管し、次回のチェックの際、昨年との比較を行いましょう。

		点検日		
		年	月	日
	自己点検チェックポイント	判定	特記事項	
1	代表者(経営者)は、法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っているか			
2	安全方針を事務所や本船船内に掲示しているか			
3	代表者(経営者)は、安全方針を実現するため、1年ごとに安全重点施策(安全目標)を作っているか			
4	安全運航に努め、安全重点施策(安全目標)を達成したか			
5	代表者(経営者)は、重大事故が発生した場合の対応方法を決めているか			
6	代表者(経営者)は、安全に必要な設備の更新・整備などを行っているか			
7	代表者(経営者)は、安全統括管理者として、その職務を把握し、安全重点施策(安全目標)の達成に向けた取組を積極的に行っているか			
8	旅客から輸送の安全に関する意見・要望を収集しているか			
9	関係法令や社内規則を遵守して、安全運航しているか			
10	安全管理規程、作業手順等を適切に管理しているか			
11	代表者(経営者)は、外部が主催する運輸安全マネジメントに関する研修等に参加してい			

	るか		
12	上記 11 の研修参加状況を記録しているか		
13	事故発生時の緊急通報・連絡先を作成し、少なくとも 1 年ごとに見直し、電話番号等に変更がないかどうか確認をしているか		
14	発生した事故の再発防止策を考え、実行しているか		
15	ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活用しているか		
16	他社の事故事例などを集め、自社の事故防止に活用しているか		
17	上記 13～16 の実施状況を記録しているか		
18	代表者（経営者）は、少なくとも年に 1 回は安全の確保に向けた取組状況を点検し、問題があれば改善しているか		
19	上記 18 の実施状況を記録しているか		

実施している場合は『判定』欄に ○、実施していない場合は×を記入すること。

『特記事項』欄には、自社で行っている取組の概要や取組が困難な理由・問題、前回のチェック時から改善した点などを記入すること。

平成 年度事故・トラブルの発生状況			
発生日時	発生場所	事故・トラブルの概要	再発防止のため実施した措置の概要

安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況		
判明した問題	実施日	解決のため対応した状況

年 月 日

署名：(代表者又は安全統括管理者)